

第2章 待機児童対策のまとめ

本章では、平成10年代から社会問題化した保育所および学童クラブの待機児童について、国・東京都・特別区の対策をまとめます（ホームページ等の公表資料をベースにまとめています）。

ポイント

1 保育所

- 日本における児童福祉施策の変化は、平成元年（1989年）の「1.57ショック」を起因とする少子化対策の強化が大きな契機。平成4年（1992年）には共働き世帯が専業主婦世帯を上回り、働く女性（母親）が増加。
- 平成6年（1994年）に策定された「エンゼルプラン」は、教育・保育施設等の保育サービスの充実が掲げられ、この頃から待機児童の問題が顕在化。
- 平成27年（2015年）に本格施行された「子ども・子育て支援新制度」では、認定こども園の改善や小規模保育等の地域型保育事業等が創設されるなど、地域の実態に合わせて待機児童を解消する量的整備の方針が具体化。
- 都は、平成28年（2016年）以降、「待機児童解消に向けた緊急対策」を実施。
- 区は、認可保育所の拡大や幼稚園における預かり保育の実施等、各区の実情に応じた対策を展開。

2 学童クラブ

- 学童クラブは、国の「エンゼルプラン」「新エンゼルプラン」の目標に従って設置。平成16年（2004年）には目標を大きく上回ったが、学童クラブの運営に関する指針や基準がないまま増設され、サービスの量や質に大きな偏りが発生。
- 法制化当初は「おおむね10歳未満の留守家庭児童」への支援として位置づけられ、いわゆる「小4の壁」による問題が顕在化。平成27年（2015年）に本格施行された「子ども・子育て支援新制度」では、対象年齢を「小学生」まで拡大。
- 平成22年（2010年）、都が独自に「都型学童保育事業」を実施。開園時間が延長され19時までの預かりが可能になる等、都市部における保護者の就労環境等を踏まえた基準に緩和。
- 区は、全児童対策や民間学童クラブの活用等、各区の実情に応じた対策を展開。

1 保育所

(1) 国の対策

①待機児童対策の内容

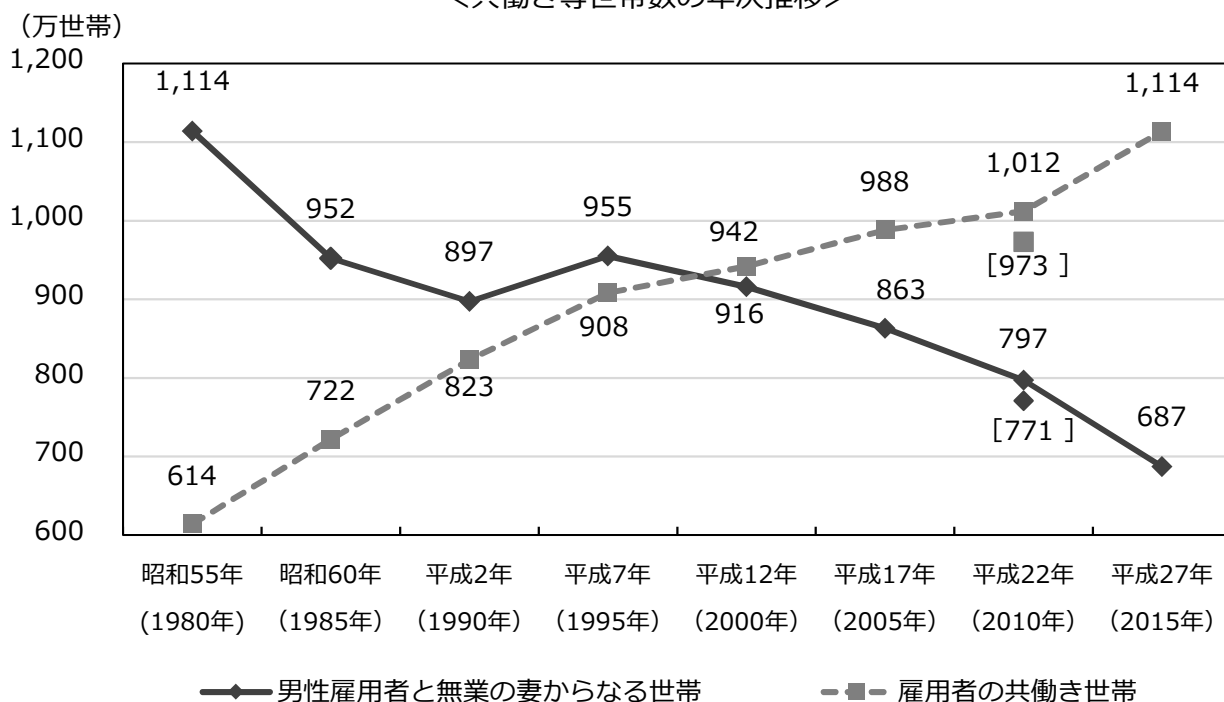
i 「エンゼルプラン」

合計特殊出生率がそれまでの過去最低の 1.57 となった平成元年（1989 年）の「1.57 ショック」と、平成初期に共働き世帯数が専業主婦世帯数を上回り、働く女性（母親）が増えたことを受け、平成 6 年（1994 年）、当時の文部省・厚生省・労働省・建設省の 4 大臣の合意により「エンゼルプラン」が策定されました。10 か年の子育て支援に関する施策目標を明らかにしたもので、子育ての課題を家庭の中だけではなく女性の社会進出や住宅提供体制などを加味した「社会全体の課題」として、初めて国の施策の中で提起しました。

同プランは「子育てと仕事の両立」を軸として、「働きながら子育てできる環境」整備のため、教育・保育施設等の保育サービスの充実が掲げられました。保育の量的拡大や低年齢児（0～2 歳児）保育、延長保育等の多様な保育の充実を急ぎ進めるため、5 か年の整備目標を定めた「緊急保育対策等 5 か年事業」が策定されました。

この頃から「預けたい保護者」と「定員が足りない保育所」との狭間にある「待機児童」問題が顕在化してきました。

＜共働き等世帯数の年次推移＞



資料：昭和 55 年（1980 年）～平成 13 年（2001 年）は総務省統計局「労働力調査特別調査」
平成 14 年（2002 年）以降は総務省統計局「労働力調査（詳細集計）（年平均）」

- (注) 1. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。
2. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
3. 平成 22 年（2010 年）の [] 内の実数は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。
4. 「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とは、調査方法、調査月などが相違することから、時系比較には注意を要する。

出典：『平成 30 年版厚生労働白書』厚生労働省、令和元年（2019 年）

ii 「新エンゼルプラン」

平成 11 年（1999 年）、「少子化対策推進基本方針」に基づく重点施策の具体的実施計画として「新エンゼルプラン」が策定されました。同プランは、少子化を食い止めるため、従来の「エンゼルプラン」と「緊急保育対策等 5 か年事業」が見直され、保育だけでなく雇用、母子保健、相談、教育等の事業も加えた幅広い内容となりました。保育については、多様化する保護者の就労状況への対応策として「低年齢児（0～2 歳児）保育の拡充」や「延長保育・休日保育の推進」といった保育サービスの拡充が行われました。

iii 「待機児童ゼロ作戦」と「新・待機児童ゼロ作戦」

新エンゼルプランにより保育の量的拡大が進められたものの、需要の急増により待機児童が大きな社会問題へと発展していきました。国は平成 12 年（2000 年）の保育所認可要件の規制緩和や、平成 13 年（2001 年）の「待機児童ゼロ作戦」により保育所のさらなる量的拡大を進めました。平成 20 年（2008 年）には、希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を実現し、子どもの健やかな育成に社会全体で取り組むための「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の一つとして、「新・待機児童ゼロ作戦」が盛り込まれました。

「新・待機児童ゼロ作戦」では、待機児童解消のための量的拡大だけでなく、質も充実し、強化していくものとして施策が進められました。

iv 「子ども・子育てビジョン」と「子ども・子育て支援新制度」

平成 22 年（2010 年）に閣議決定した「子ども・子育てビジョン」では、「少子化対策」から「子ども・子育て支援」への転換が明記され、子どもの育ちや子育てを支援することを第一に考え、教育・就労・生活の環境を社会全体で整備していくこととなりました。

このビジョンを受け、平成 27 年（2015 年）に本格施行された「子ども・子育て支援新制度」では、認定こども園の改善や、新たな保育施設として「地域型保育事業」や「企業主導型保育事業」が創設されました。地域の実態に合わせて待機児童解消を図るため、地域における教育・保育サービス等の需給計画を定め、整備を進めることとされました。需給計画の策定にあたっては「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」において、保護者に対し各事業の利用実態把握調査を行い、調査結果を踏まえた推計を行うことが示されました。「子ども・子育て支援新制度」では、子どもたちのより豊かな育ちのため、保育所や幼稚園などすべての施設の質の向上にも取り組むこととされています。

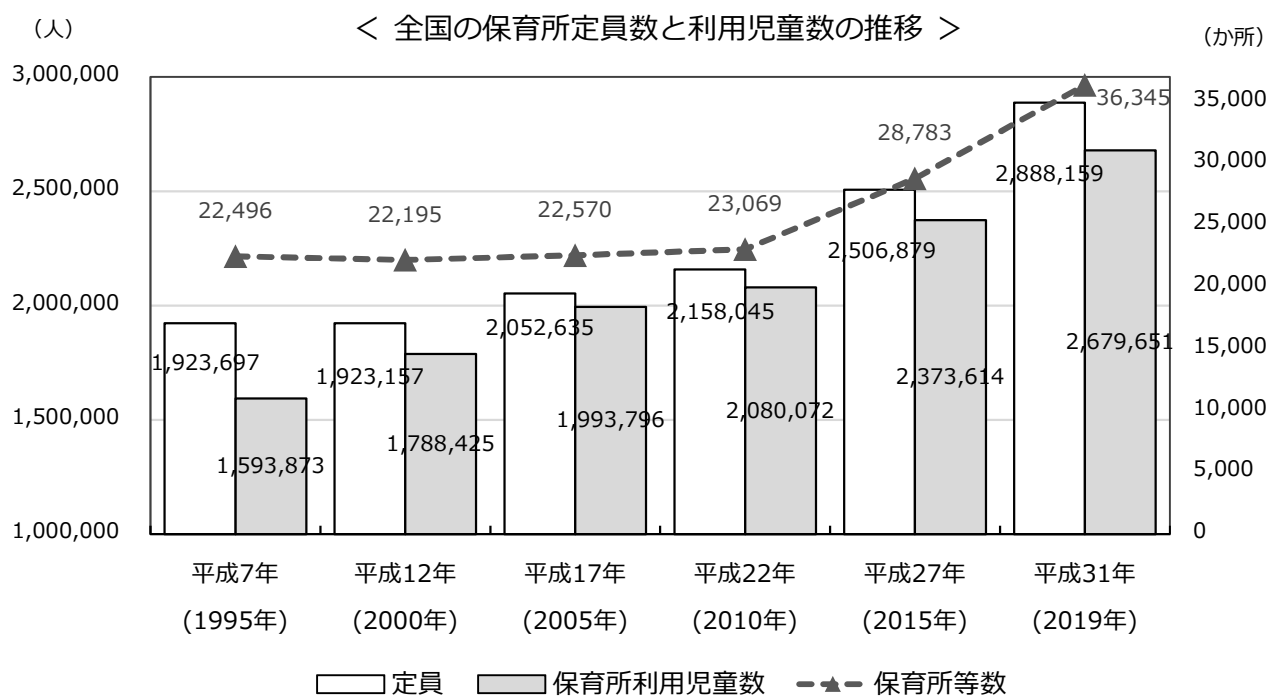
v 「子育て安心プラン」

25 歳から 44 歳の女性就業率の上昇や、保育の利用希望の増加が見込まれることから、平成 30 年度（2018 年度）から令和 4 年度（2022 年度）末までに女性就業率 80%に対応できる約 32 万人分の保育の受け皿を整備するため、国は平成 29 年（2017 年）6 月に「子育て安心プラン」を公表しました。同年 12 月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、これを前倒し、令和 2 年度（2020 年度）末までに整備することとしています。

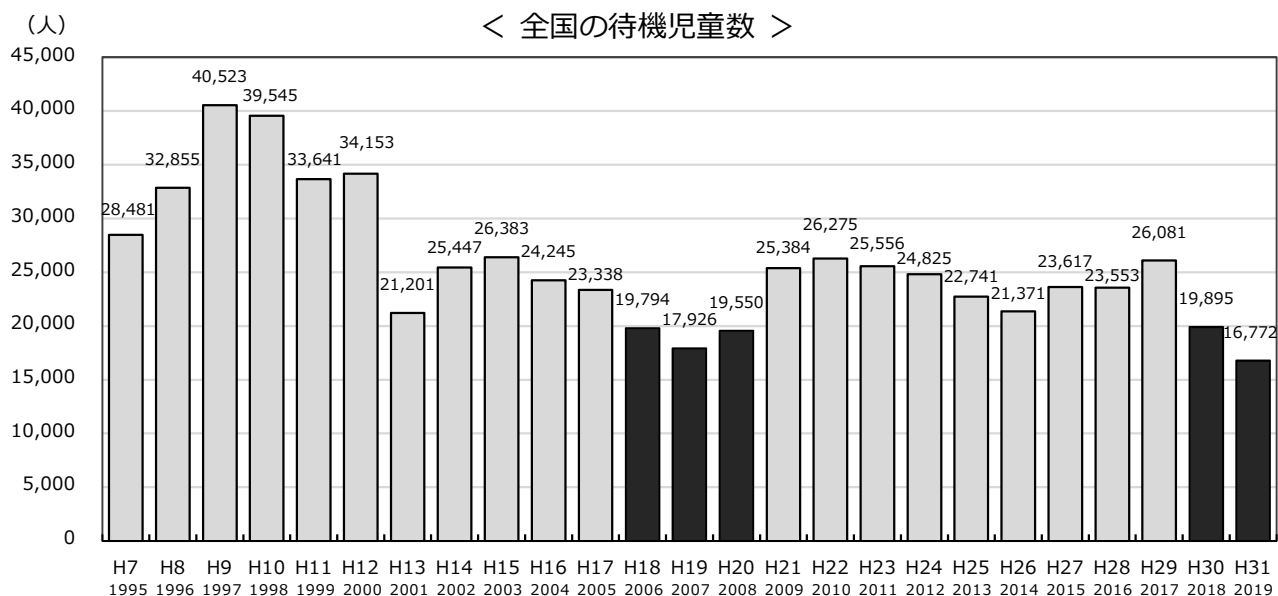
②現在の状況

保育所利用児童数は、保育所の整備による定員増に合わせて増加し、定員と利用児童数の推移は、「待機児童ゼロ作戦」が打ち出された 2000 年代前半から上昇しています。

一方、待機児童数は、「待機児童ゼロ作戦」が打ち出された 2000 年代前半から減少しはじめるものの、「新・待機児童ゼロ作戦」が打ち出された 2000 年代末にリーマンショック等の経済的不況を背景にしながら増加に転じ、平成 21 年（2009 年）に 3 年振りに 2 万人を突破し、平成 29 年（2017 年）まで 2 万人超の水準にありました。平成 30 年（2018 年）は 10 年振りに 2 万人を下回りましたが、国の待機児童の算定基準の変更による影響もあり、出生数が減少し続けている中で、依然として待機児童数は国が施策を打ち出した 2000 年代前半と同じ水準でした。その後も待機児童対策が行われ、平成 31 年（2019 年）に待機児童数は 1.6 万人の水準まで減少しました。



出典：厚生労働省ホームページ



出典：厚生労働省ホームページ

(2) 東京都の対策

①待機児童対策の内容

i 認証保育所制度の創設（平成 13 年度（2001 年度））

国の基準による従来の認可保育所は、大都市では設置が困難であり、0 歳児保育を行わない保育所があるなど、都市の保育ニーズに必ずしも応えられていませんでした。

都は、東京の特性に着目した独自の基準を設定して、多くの企業の参入を促し事業者間の競争を促進することにより、多様化する保育ニーズに応えることができる新しい仕組みとして、平成 13 年（2001 年）に認証保育所制度を創設しました。

平成 31 年（2019 年）4 月 1 日時点での施設数は 575 施設で、定員数は 19,551 人です。認可保育所が対応しきれない都市型保育ニーズに対応し、多様な事業者の参入や直接契約により利用者本位のサービスを提供している点が特徴です。なお、令和元年度（2019 年度）からは、「夜間帯保育事業」により、夜間帯（22 時から翌 7 時まで）および休日に安心して利用できる保育を提供しています。

< 認可保育所と認証保育所の制度比較 >

区 分	認可保育所	認証保育所
1 設置者	区市町村、社会福祉法人、民間事業者等	民間事業者等
2 利用方法	区市町村に申し込み、区市町村が入所決定	認証保育所へ申し込み、利用者と施設が直接契約
3 施設基準	東京都児童福祉施設の設備・運営の基準に関する条例	認可保育所に準じた都独自の基準
乳児室、ほふく室 (0、1 歳児室)	1 人当たり 3.3㎡以上 (ただし、国が指定する期間・地域に限り、年度途中 2.5㎡ まで弾力化可能)	① A 型 3.3㎡以上 (年度途中 2.5㎡まで弾力化可能) ② B 型 2.5㎡以上
(1)保育室・遊戯室 (2 歳以上児室) (2)屋外遊戯場	(1) 1 人当たり 1.98㎡以上 (2) 2 歳以上児 1 人当たり 3.3㎡以上(付近の代替場所でも可)	同左
4 職 員	東京都児童福祉施設の設備・運営の基準に関する条例	認可保育所に準じた都独自の基準
保育従事者	保育士 10 割	保育士 6 割以上
配 置 基 準	0 歳児：3 人につき 1 人以上 1・2 歳児：6 人につき 1 人以上 3 歳児：20 人につき 1 人以上 4 歳以上児：30 人につき 1 人以上	同左
5 開所時間	11 時間が基本	13 時間以上が基本

出典：東京都福祉保健局ホームページ

ii 保育サービス拡充緊急 3 か年事業（平成 20～22 年度（2008～2010 年度））

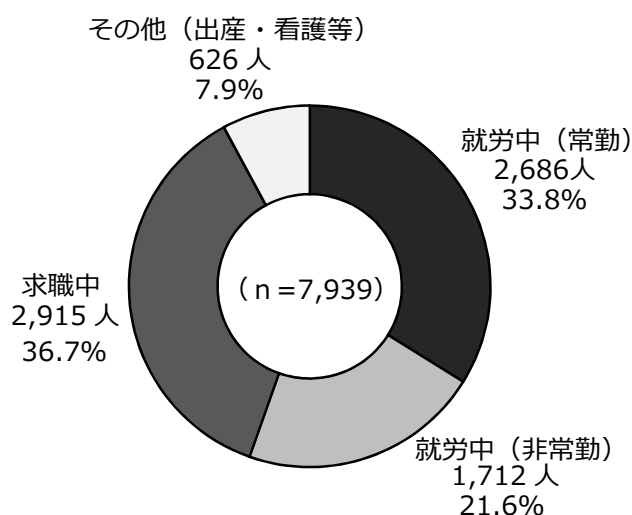
保育サービスの整備を計画的に進めてきましたが、待機児童数は、平成 14 年度（2002 年度）以降、毎年 5,000 人前後で推移してきました。平成 18 年（2006 年）12 月に策定した「10 年後の東京」計画は、都として待機児童解消に取り組むことを目標に掲げ、この目標達成に向けて、平成 19 年（2007 年）12 月に策定した「子育て応援都市東京・重点戦略」では、保育サービス拡充緊急 3 か年事業により、平成 20 年度（2008 年度）から 22 年度（2010 年度）までの 3 年間で定員 15,000 人分を整備していくこととしました。

賃貸物件を活用した保育所整備等、都独自の取組が功を奏し 3 か年事業の初年度である平成 20 年度（2008 年度）に整備目標を達成しましたが、就学前児童人口の増加や経済情勢の悪化等により保育所入所申込者数が増加し、平成 21 年（2009 年）4 月の待機児童数は前年比で 1.4 倍の 7,939 人に急増しました。同年 6 月の補正予算で、事業者および区市町村の負担を軽減する都独自の支援策を講じ、同年度の整備目標を当初計画の 1.5 倍の 8,000 人増に引き上げ、保育サービスの拡充に積極的に取り組んできました。

iii 次世代育成支援東京都行動計画（後期）（東京都保育計画（平成 22～26 年））

保育サービス拡充緊急 3 か年事業などに取り組み、着実に成果を上げていきましたが、就学前児童人口の増加や経済情勢の悪化等に伴う保育ニーズの急増に対し、供給が追いついていませんでした。都は、平成 22 年（2010 年）に「東京都保育計画」を策定し、待機児童解消に向け、保育サービスの供給量を大幅に拡大することとしました。今後も緊急 3 か年事業における施設整備のペースを維持するとともに、既存施設の定員拡大や弾力化、区市町村単独事業への支援など、創意工夫により保育サービスの受け皿を確保し、平成 27 年度（2015 年度）当初には、おおむね 228,500 人の児童が保育サービスを利用できる体制の確保を目標としました。また、待機児童の保護者の 3 分の 2 はパートタイム労働者等であることを踏まえ、パートタイム労働者等にも使いやすい新たな保育サービス「定期利用保育事業」を創設しました。この定期利用保育事業では、「毎日」の利用のほか「週に何回か」といった、保護者のパートタイム勤務や家族の介護などにあわせて、預けたい曜日や時間を決めることが可能になりました。

< 待機児童の保護者の状況（平成 21 年） >



出典：次世代育成支援東京都行動計画（後期）（東京都保育計画（平成 22～26 年））

iv 東京都子ども・子育て支援総合計画（平成 27～令和元年度(2015～2019 年度)）

次世代育成支援東京都行動計画(後期)(東京都保育計画)の計画最終年となる平成 26 年(2014 年) 4 月には、0 歳児の約 2 割、3 歳未満の児童の約 4 割が保育サービス¹を利用していました。また、保育サービスの利用児童数は 234,911 人、就学前児童人口に対する比率(利用率)は 37.6% となり、年々増大していました。

都は平成 29 年度（2017 年度）末までの待機児童解消を目指し、国の安心こども基金の活用に加え、区市町村や保育事業者の負担を軽減する都独自の支援を行うとともに、多様な設置主体の参入を促すため、株式会社や NPO 法人などが行う施設整備に対する独自補助を実施し、保育サービスの拡充を進めてきました。平成 26 年（2014 年）4 月 1 日現在の都内の保育サービス利用状況等をみると、保育サービス利用児童数の対前年比は 11,577 人増となり、3 年連続で 1 万人分を超える増加となりました。

しかし、保育サービスの利用率も年々上昇しており、平成 26 年（2014 年）4 月 1 日現在の

¹ 認可保育所や家庭的保育など国の制度のほか、認証保育所など都の保育施策や区市町村による単独保育施策を含む。

待機児童数は、過去最多となる 8,672 人となりました。待機児童を解消していくためには、顕在化している待機児童だけでなく、今後の保育ニーズの動向（潜在的ニーズ）を踏まえ、引き続き積極的に保育サービスを拡充していく必要がありました。

都はこれまでも、保育の実施主体である区市町村による認可保育所や認証保育所、認定こども園、家庭的保育など、地域の実情に応じた多様な保育サービスの整備を支援してきました。都市化の進展や核家族化、ライフスタイルや就労形態の多様化等の中、実施主体である区市町村が、延長保育や夜間保育、病児保育など、ニーズに応じたきめ細かい保育の提供を行うよう支援するため、保育サービスの量的拡大だけでなく、ニーズのミスマッチを防ぐことも必要でした。

ⅴ 待機児童解消に向けた緊急対策（平成 28 年（2016 年））

都は、独自の整備費補助や都有地の活用等により区市町村を支援し、平成 26 年度（2014 年度）は 12,602 人分、平成 27 年度（2015 年度）は 14,192 人分の保育サービスの整備を進めてきました。しかし、出生数や人口流入による就学前児童人口の増加、女性の社会進出による保育ニーズの増大等により、保育所等の利用申込者数は増加し、平成 28 年（2016 年）4 月 1 日現在の待機児童数は前年から 652 人増加し、8,466 人となっていました。この状況を受け、都では保育所等の整備促進や人材の確保と定着の支援等を柱とした待機児童解消に向けた緊急対策をとりまとめました。

ア 整備費補助の高騰加算を創設

国の整備費の補助基準額に 25%相当上乗せする「高騰加算」を独自に創設

イ 賃借料補助を創設

開設後の運営の安定化を支援するため、建物の賃借料補助を独自に創設

ウ 長時間保育を行う定期利用保育の促進

最長 3 時間の延長ができるよう「延長保育加算」を創設

エ 借地料補助を充実

借地料の補助上限額と都の負担割合を引き上げ

オ 都有地の活用推進

副知事をトップとした全庁横断的な「都有地活用推進本部」を設置

カ 民有地や空き家等の活用促進

都と不動産事業者や物件所有者の団体等で協議会を設置

キ 宿舍借り上げ支援の拡大

対象者を「採用後 5 年目まで」から「全員」に拡大

ク 子育て支援員を増員

「地域保育コース」の研修規模を 300 人増員

ケ 保育コンシェルジュの増員を支援

保育コンシェルジュを複数配置するための人件費を補助

コ 認可外保育施設の利用者負担軽減を支援

区市町村が実施する認可外保育施設の利用者負担軽減を支援

サ 認可外保育施設の巡回指導チームを編成

「巡回指導チーム」を編成し、指導体制を強化

vi 待機児童解消に向けた追加対策（平成 29 年（2017 年））

都が保育サービスの拡充に向け、区市町村や事業者の整備費の負担軽減や都有地の減額貸付など様々な緊急施策を実施してきた結果、平成 28 年度（2016 年度）の保育サービス利用児童数は、16,003 人増加しました。一方、国による待機児童の取扱いの変更、就学前児童人口や保育所等利用申込率（就学前児童人口に占める保育所等利用申込者数の割合）の増加もあり、平成 29 年（2017 年）4 月 1 日現在の待機児童数は昨年から 120 人増加し 8,586 人（待機児童の取扱いに変更等がなかった場合の待機児童数は昨年から 773 人減少し 7,693 人）となりました。国の補正予算や、区市町村から寄せられた要望に機動的に対応するため、都では保育所の整備促進等の 3 つの柱による追加対策をとりまとめました。

ア 都独自の賃借料補助を拡充

賃借料が高い駅周辺等での整備を促進するための補助額を充実

補助対象期間を「開設後 5 年以内」から「開設後 6 年目以降」まで拡大

イ 企業主導型保育事業に取り組む企業を支援

事故防止の安全柵や防犯カメラ、室内遊具等の備品購入に係る独自の支援規模を拡大

ウ 企業主導型保育事業における地域枠の確保・拡大

地域枠にキャリアアップ補助を適用

エ 区市町村の要望を踏まえた補助の充実

住宅密集地での保育所整備を円滑化するための防音壁や、人工芝等の設置費用を独自に補助

オ 保育所等における ICT 化の促進

保育士の業務負担を軽減するための保育業務支援システム導入の補助上限額を 200 万円に増額

カ 保育士修学資金貸付等事業の拡充

潜在保育士の再就職支援のための就職準備金の貸付額を 20 万円から 40 万円へと倍増

勤務環境改善のための保育補助者を 2 名以上雇用する場合の貸付額を拡充

未就学児を持つ保育士が勤務時間に利用したファミリー・サポート・センターやベビーシッター利用料金の貸付を開始

キ 保育所等における児童の安全対策を一層強化

監視モニターやベビーセンサー等の設備の導入を促進

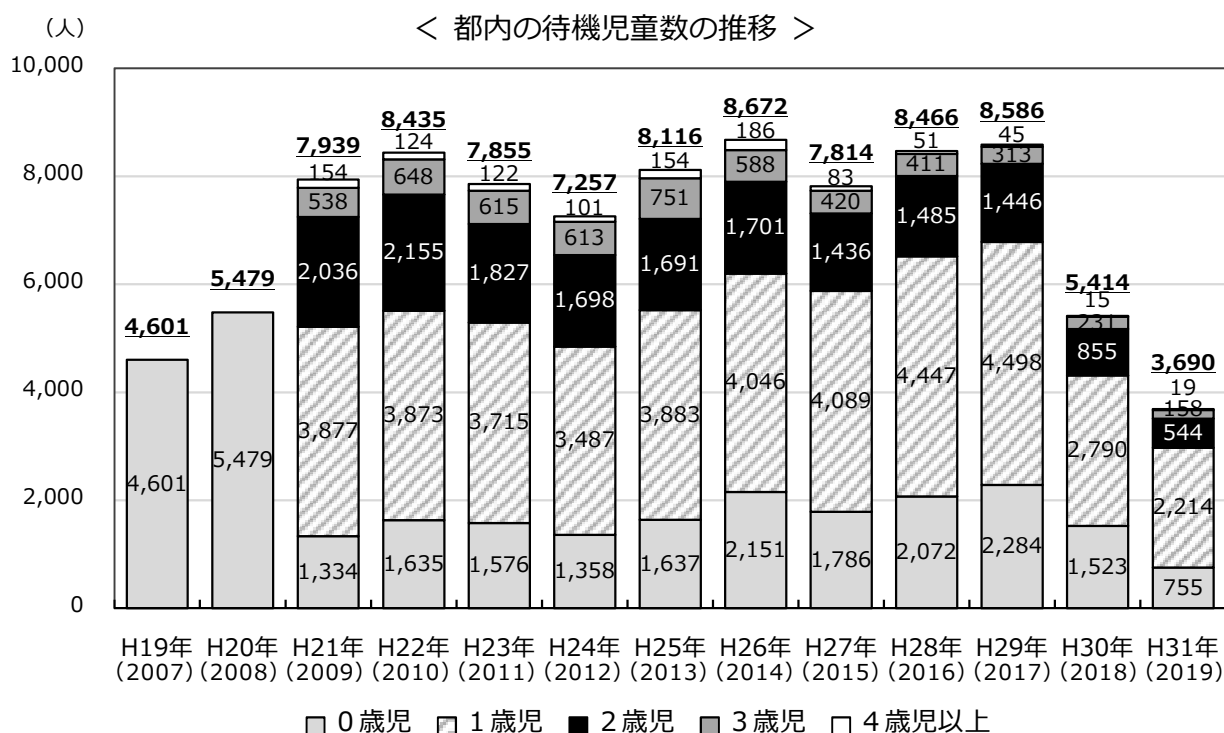
iv 「TOKYO 子育て応援幼稚園」（平成 29 年度（2017 年度））

平成 29 年度（2017 年度）から、預かり保育の時間が短い等、共働き家庭の要望に十分対応できていない実態を受け、共働き家庭も子どもを幼稚園に通わせることができるよう「TOKYO 子育て応援幼稚園」（一年間を通じて 9 時間以上の預かり保育等を行う私立幼稚園）を展開しました。

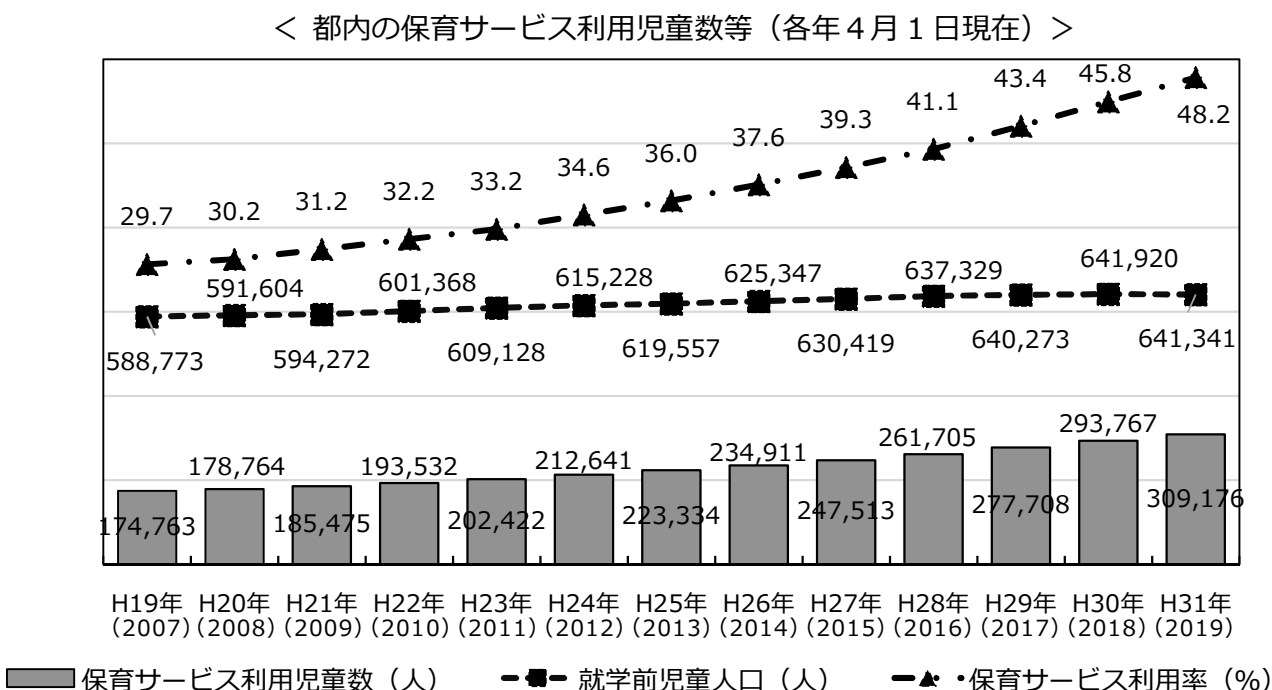
②現在の状況

都内の待機児童数は、平成 25 年（2013 年）から平成 29 年（2017 年）までは 7,000 人台から 8,000 人台で推移していましたが、平成 30 年（2018 年）以降は減少傾向にあり、平成 31 年（2019 年）は四半世紀ぶりの水準まで減少しました。

待機児童解消に向けて保育サービスの拡充を進めてきた結果、保育サービス利用児童数は年々増加し、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日現在で 30 万人を超えています。令和元年（2019 年）10 月からは幼児教育・保育の無償化がはじまり、保育サービスの利用は未だ増加しています。



出典：東京都福祉保健局ホームページ



出典：東京都福祉保健局ホームページ

(3) 特別区の対策

<練馬区>

①待機児童対策の内容

平成 25 年（2013 年）から平成 28 年（2016 年）までの 3 年間で、都内最大となる 3,200 人以上の認可施設の定員拡大を行いました。

増加を続ける保育ニーズに対応するため、平成 27 年度（2015 年度）に、「3 歳からは長時間保育のある幼稚園に通わせたい」という保護者の希望に応えるため、全国初となる地方自治体型の幼保一元化施設として「練馬こども園」を創設しました。

また、「待機児童ゼロ作戦」を展開し、当時、特に 1 歳児の待機児童が多かったことから、平成 28 年度（2016 年度）に保育所等の利用が保留となっている児童への緊急的な対応として、利用が決まるまでの間、区立幼稚園や保育所の空きスペースを活用して保育する「1 歳児 1 年保育」を実施しました。さらに、平成 30 年度（2018 年度）にバス送迎等による「3 歳児 1 年保育」を実施し、セーフティネットとしての機能を果たしています。

認可保育所の整備や練馬こども園の拡大など、保育サービスの拡充に取り組んでいます。

練馬こども園	通年で長時間（11 時間）の預かり保育を行う私立幼稚園を区が独自に認定するもので、毎年定員を拡大している。令和元年度（2019 年度）からは、低年齢型（0～2 歳）と短時間型（9 時間）を新たに設けている。
待機児童ゼロ作戦	i 0～2 歳児を中心に、認可保育所等を新規整備（約 750 人増） ii 既存の保育施設を有効活用し、待機児童が多い 1、2 歳児の定員を拡大（約 150 人増） iii 保育所の遊戯室等を活用した 1 歳児 1 年保育の実施（約 100 人増）
1 歳児 1 年保育 3 歳児 1 年保育	保育所等の利用が保留となっている児童への緊急的な対応として、利用が決まるまでの間、区立幼稚園や保育所の空きスペースを活用して保育を行う。

②現在の状況

平成 25 年（2013 年）からの 6 年間で全国トップレベルの保育所定員増を実現し、平成 31 年（2019 年）4 月の待機児童数は 14 人（国の算定基準¹では 0 人）となり、過去最大の 578 人（平成 25 年（2013 年））から大幅に減少しました。

保育定員の拡大を図るとともに、新規開設保育所や認可外保育施設、委託運営の区立保育所を対象に、区立保育所園長経験者等による巡回支援を行い、保育の質の維持・向上を図っています。

幼児教育・保育の無償化による保育需要の増加への対応や家庭的保育事業者等における連携施設の確保とともに、東京都福祉サービス第三者評価の受審促進や保育所等で働く職員への処遇改善、保育士の人材確保と育成などに取り組めます。

区内の保育施設に対する保育業務システムによる ICT 化等の保育サービスの向上やベビーセンサー・無呼吸アラーム等の機器導入など安全確保にも取り組めます。

¹ 国の算定基準…保育所に入所できていない者でも、立地条件が登園するのに無理がないにもかかわらず、特定の保育所のみを希望している場合等は待機児童に含まないこととしている。立地条件の判断は各自治体が行うとされているが、国の一例により「自宅から徒歩 30 分未満」を適用すると、平成 31 年 4 月の待機児童数は 0 人となる。

<A 区>

①待機児童対策の内容

平成 30 年度（2018 年度）まで待機児童ゼロを達成してきましたが、再開発等による子育て世代の転入増加等から保育ニーズが年々増加し、計画的な保育供給に力を入れて取り組んでいます。

「私立認可保育所等開設経費助成」、保護者の就労状況を踏まえた開設時間が 13 時間以上の認証保育所や家庭的保育事業の実施など、多様な保育環境を整備しています。

緊急対策として、区有地を活用した認可保育所や賃貸物件型の認可保育所・小規模保育所の整備・運営に取り組んでいます。平成 30 年（2018 年）からは、認証保育所等の区民利用を増やすため、「認証保育所等単願入園補助（保育料減額）」を実施しています。

長時間課程を設けた幼稚園の開設や、0～2 歳児の認可外保育施設を併設した幼保一体型施設の設置も進めています。区内には、区立幼稚園 6 園があり、区立小学校のすべてに幼稚園が併設されており、昭和 55 年度（1980 年度）から全幼稚園で 3 歳児保育を実施しています。

私立認可保育所等 開設経費助成	場所・定員・施設概要などの開設条件に合致する場合、運営事業者の開設の負担軽減と開設する保育施設の質の確保を図るため、保育所の整備等に係る経費の一部を助成する。
認証保育所等単願 入園補助（保育料 減額）	新規の 0～2 歳児クラスで、認証保育所等に単願申請書を提出し、入園した場合の認証保育所等保育料減額補助を、現在の区の認可保育所を利用した場合と比較して 5 割安い保育料となる補助を行う。

②現在の状況

乳幼児人口の的確な推計に基づく計画的な保育供給を推進しています。厚生労働省基準の待機児童に含まれない児童（特定園留保）の解消に向けて、今後も計画的な定員数確保を継続し、待機児童ゼロに取り組んでいくこととしています。

出典：A 区ホームページ掲載内容をもとに作成

A 区プレスリリース（平成 31 年（2019 年）4 月 12 日配信）

<B 区>

①待機児童対策の内容

共働きの子育て世帯の増加に伴い、乳幼児人口および保育ニーズが急激に増加しており、私立認可保育所の開設支援や大規模開発等の機会を捉えた保育施設の確保など、機動的な保育施設の整備に積極的に取り組むことで早期の待機児童解消を図っています。

計画的な施設整備を継続的に実施するほか、「居宅訪問型保育事業（待機児童向け）」、「居宅訪問型保育事業利用に対する補助」、新設園等の空き保育室を活用した「期間限定型保育事業」を行っています。また、立体都市公園制度を活用し、公園内に保育所を整備する予定としています。あわせて担い手である保育士の確保のため、「保育士等職員宿舍借上支援事業」などを実施しています。

居宅訪問型保育事業 （待機児童向け）	認可保育所の入園が待機となった児童（0 歳児（生後 57 日以上）から 2 歳児クラス）を対象に、利用者の自宅にベビーシッターを派遣し、1 対 1 の保育を実施する。利用時間は認可保育所等の保育時間と同様、保育料は認可保育所と同額で延長保育も実施。
居宅訪問型保育事業利用 に対する補助	居宅訪問型保育事業を利用する保護者に対し、国の給付対象外となる保育従事者の交通費を一部補助し、保護者負担の軽減を図る。 補助率 2 / 3 上限額 20,000 円 / 月
期間限定型保育事業	1 歳児クラスの入園を希望して入所保留となった児童を対象に、令和元年度（2019 年度）の限定事業として 新設園等の空き保育室を活用した事業。令和 2 年度（2020 年度）以降は実施予定なし。
保育士等職員宿舍借上支援事業	待機児童解消に必要な保育士等の人材確保を図るため、保育士等職員の宿舍（社宅）用に一般賃貸物件や B 区社宅利用型借上住宅の借り上げを行なった保育事業者に対し、借り上げに係る費用の一部を補助する。

②現在の状況

平成 27 年度（2015 年度）から令和元年度（2019 年度）までの 5 年間で認可保育所を 25 施設整備し、定員を 1,800 人増やしましたが、依然として待機児童は発生しています。

私立認可保育所等の開設支援、認定こども園導入を継続し、保育施設のさらなる定員拡大を図るとともに、保育所の巡回等を通じた質の向上や新規事業者へ指導・監督・助言等を行う体制づくり、保育士の確保・支援にも力を入れています。

出典：B 区ホームページ掲載内容をもとに作成

令和元年度第 2 回 B 区子ども・子育て会議資料

<C 区>

①待機児童対策の内容

出生数の増加等により乳児の保育ニーズの増加が続く中、区立認可保育所の新設や改修、緊急暫定保育施設の整備、C 区保育室（区独自の認可外保育施設）の整備、私立認可保育所の誘致、都有地を活用した私立認可保育所の整備、待機児童向けの居宅訪問型保育事業の対象者拡大など、特に待機児童が多い0 歳児から2 歳児を中心に定員拡大に取り組んできました。

パートタイム等により保育ができない家庭を対象にした「C 保育サポート」など、多様な働き方を考慮した取り組みを行っています。保育所の整備が可能な土地の確保が難しいことから、区が仲介役となり、保育所として活用できる土地・建物を募集し、保育所運営事業者を紹介しています。「空きクラスを活用した1 歳児定員拡大事業」や、「保育コンシェルジュなどによるマッチング」などの取組も行っています。

C 保育サポート	パートタイム勤務や短時間勤務等により、児童を保育できない家庭を対象に、1 日8 時間以内で1 か月160 時間を上限に保育を実施する。週1 日以上保育を必要とする定期利用保育と不定期に保育が必要となるスポット利用保育の2 種類がある。
空きクラスを活用した1 歳児定員拡大事業	開設3 年以内の3 ～5 歳児クラスの定員を設けていない保育施設の空きクラスを有効活用して、特に待機児童が多い1 歳児の定員を確保する事業。
保育コンシェルジュなどによるマッチング	保育コンシェルジュが居宅訪問型保育事業や、利用可能な施設情報を紹介・案内し、保育施設の空き情報をホームページや郵送でお知らせする。

②現在の状況

平成29 年（2017 年）4 月に待機児童緊急対策として保育定員1,000 名の拡大に取り組み、平成31 年（2019 年）4 月までの2 年間で1,168 名の定員を拡大した結果、平成31 年（2019 年）4 月現在の区内全体の保育定員は8,447 名、総施設数は112 園（事業所内保育所1 園を含む）となり、待機児童ゼロを達成しました。

区の就学前人口は今後も増加すると推計しており、引き続き、区立認可保育所の整備や改築、私立認可保育所の誘致などにより、更なる定員の拡大を図ることとしています。

保育所の入園選考の効率化を図り、申込への選考結果の早期通知など円滑な入所支援のため、令和元年（2019 年）10 月に保育所入所 AI マッチングシステムを導入しています。

出典：C 区ホームページ掲載内容をもとに作成

C 区区長記者発表（平成31 年（2019 年）4 月25 日）

<D 区>

①待機児童対策の内容

賃貸物件を活用した保育所の整備を中心に、「空き保育室型定期利用保育」や「大規模開発等に伴う保育施設設置の協力要請」、公有地等の活用、既存園の定員拡大などにより、多様な保育ニーズに応えてきました。

賃貸物件を活用した保育所整備では、保育所運営事業者から保育が必要な地域に対する施設整備の提案が少ないことから、このような地域で保育所整備をさらに進めるため、平成 30 年(2018 年)から「物件所有者と保育所運営事業者とのマッチング事業」にも取り組んでいます。待機児童の解消に必要な保育士を確保するため「保育士の子どもの優先入園」や、保育従事職員のための宿舍借り上げ支援を行っています。

平成 28 年度(2016 年度)からすべての区立幼稚園で 3 歳児保育を実施し、4 園で預かり保育を実施しています。

空き保育室型定期利用保育	新規開設等で 4・5 歳児の定員に余裕がある保育園の空き保育室を活用し、保育を行う。実施園の在籍状況により、利用定員が変わる場合がある。
大規模開発等に伴う保育施設設置の協力要請	300 戸以上の大規模開発等を計画している建築事業者・建築主に、事前協議の上、認可保育所・認証保育所設置の協力を要請する。
物件所有者と保育所運営事業者とのマッチング事業	区内の建物・土地所有者に対して、保育所の整備が可能な物件の情報を募集し、応募のあった物件情報を保育所運営事業者へ情報提供することで、物件所有者と保育所の開設を希望する事業者とのマッチングを行う。保育所運営事業者は改修費等補助(備品購入費含む)や賃借料補助を、所有者は固定資産税や都市計画税の減免(5 年間で最大 10 割減免)を受けられる。
保育士の子どもの優先入園	待機児童解消のための緊急的措置として、保育士の子どもの優先入園を推進して保育士の確保を行う。区内の保育施設に勤務する保育士であることを要件に、調整指数で加点するほか、就労内定者の減点を行わない。

②現在の状況

大規模開発時の計画的な施設整備により待機児童数は減少しているものの、就学前人口の増加が見込まれ、待機児童対策は引き続き重要課題となっています。短時間勤務の保護者の子どもが待機児童となっており、新規施設の活用による定期利用保育の拡充など、多様な保育ニーズに対応していくこととしています。

就学前の幼児教育・保育を充実していくためには、私立幼稚園・認定こども園が緊密な連携のもとに対応していくことが強く求められることから、今後も私立幼稚園との連携により確保方策等について検討していくこととしています。

出典：D 区ホームページ掲載内容をもとに作成

D 区子ども・子育て支援事業計画(平成 31 年(2019 年)3 月)

<E 区>

①待機児童対策の内容

保育ニーズの増加に対応するため、平成 28 年度（2016 年度）に「E 区保育所待機児童解消緊急対策」を掲げ、待機児童が多く発生している地域への私立認可保育所の開設推進や新規開設に伴う 4・5 歳児の保育室を活用した 1・2 歳児の定期利用保育、保育所整備への独自補助（開設後家賃補助）、区有施設の転用、E 区保育ママ制度などに取り組んできました。

平成 29 年度（2017 年度）、「保育所整備のための不動産情報提供に係る協定」を信用金庫等と締結するとともに、平成 30 年度（2018 年度）からは「E 区まちづくり推進連絡調整会議要綱」に基づき、大規模マンション等の建設にあたって保育施設設置の協力要請を行っています。

質の高い幼児教育・保育の提供に向けて、区立の保育所型認定こども園「お茶の水女子大学こども園」の創設や区立幼稚園の認定こども園化を進めるとともに、応募が定員を超過していた幼稚園の 3 歳児保育について、募集枠の拡大や新規募集を行いました。区立・私立幼稚園での預かり保育も実施しています。

保育所整備のための不動産情報提供に係る協定	待機児童解消に向けた施設整備を強化するため、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会や公益社団法人全日本不動産協会、朝日信用金庫と個別に連携し、保育所整備に適した不動産情報の提供を随時受け、当該情報を保育所運営事業者に提供する。
お茶の水女子大学こども園	区と国立大学法人お茶の水女子大学が協働で平成 28 年（2016 年）4 月に開園した区立の保育所型認定こども園。保育所待機児童の解消と大学の研究成果の区内施設への還元による E 区全体の保育・幼児教育の質の向上を図ることを目的としている。

<家庭的保育事業と E 区保育ママの違い>

	家庭的保育事業	E 区保育ママ
申込み方法	認可保育所等と同様に申込み	認可保育所等とは別に申込みが必要
保育時間	原則 9：00～17：00 （延長保育の実施および詳細については、直接家庭的保育事業者を確認）	原則 8：00～17：30 までの 8 時間以内（詳しくは文京区保育ママと話し合いの上で、決定）
保育料	認可保育所等と同様の決定方法	基本保育料 28,000 円（時間内） 延長保育料金（1 時間あたり）1,000 円（30 分以下は半額）
給食	あり	なし

②現在の状況

「E 区保育所待機児童解消緊急対策」の結果、平成 29 年度（2017 年度）以降、待機児童は減少していますが、大規模開発に伴う年少人口の増加等により保育ニーズの増加が見込まれています。保育施設の整備を積極的に進めていくとともに、保育施設への指導を強化することとしています。

出典：E 区ホームページ掲載内容をもとに作成

令和元年度第 4 回 E 区子ども・子育て会議および E 区地域福祉推進協議会子ども部会資料

<F 区>

①待機児童対策の内容

待機児童の解消や様々な保育ニーズに対応するため、認可保育所や認定こども園、認証保育所、グループ型小規模保育所、「緊急保育室」の整備、都有地の活用、家庭福祉員（保育ママ）の配置などの定員拡大に取り組んできました。働き方に応じた保育ニーズに対応するため、施設において児童を継続的に保育する「定期利用保育」や一時保育、待機児童のいる家庭を対象にしたベビーシッター利用助成事業、利用者の支援を目的とした「子育てアシスト」を実施しています。

平成 26 年（2014 年）には待機児童の解消と保育環境の充実を図ることを目的に「大規模マンション等の建設における保育所等の整備に係る事前届出等に関する条例」を定め、一定規模の大規模マンション等の整備の際の保育所整備の協議を義務づけています。

緊急保育室	待機児童を解消するために整備する期間限定の保育室。認可外保育施設となるが、設置基準および保育料は認可保育所と同等である。
定期利用保育	最も待機児童の多い年齢児を受け入れるため区内に 1 か所設置。認可保育所等へ入所申し込みをしたが入所できず、パートタイム勤務や育児短時間勤務等の就業事由等により、保育することができない児童が対象。
子育てアシスト	窓口もしくは電話にて、子育て家庭が、自身のニーズに合わせて幼稚園・保育園などの施設や地域の子育て支援事業などから、必要な支援を選択し利用できるよう、専任の職員が一緒に考える。

②現在の状況

保育所等の整備を進め入所者数が増加しているにも関わらず、待機児童が増加していましたが、平成 28 年（2016 年）以降は徐々に減少しています。

就学前人口の増加傾向とともに、認可保育所への入所を希望する児童数についても増加している中で、教育・保育サービスの需要に対応できるよう、教育・保育サービスの充足や質の確保に努めるとともに、低年齢児保育や保育時間の延長、乳幼児保育サービスの充実などに取り組むこととしています。区の幼児教育・保育を区立と共に支えてきた私立の役割は大変重要であることから、引き続き、私立と区立が役割を分担しながら相互に補完して、待機児童解消の取組を進めていくこととしています。

出典：F 区ホームページ掲載内容をもとに作成

令和元年度 F 区次世代育成支援地域協議会（F 区 子ども・子育て会議）資料

<G 区>

①待機児童対策の内容

就学前児童人口の急増により保育ニーズが増加する中、待機児童ゼロを目指し、平成 28 年度（2016 年度）に 2 か年を計画期間とする「G 区待機児童解消計画」を策定しました。認可保育所・小規模保育事業・定期利用保育室の整備、家庭的保育者の定員拡大等を行い、800 人規模の定員拡大に取り組んできました。保育事業者の参入促進策として、「公募制度の充実」および「整備可能物件の情報の把握・提供」に取り組んでいます。私立幼稚園で預かり保育を行う園に対する補助も行っています。

公募制度の充実	保育事業者公募の通年実施を継続するほか、賃貸物件を保育所として整備する際の施設改修費等補助の拡充を図ることにより、保育事業者の積極的な参入を促す。
整備可能物件の 情報把握・提供	保育所整備の迅速化に向けて、公有地・公共施設のほか、民間所有を含む整備可能物件に関する情報を的確に把握し、保育事業者へ提供する。

②現在の状況

待機児童は平成 27 年度（2015 年度）以降増加傾向にありましたが、令和元年度（2019 年度）に大きく減少しました。近年 3～5 歳の待機児童は生じていないものの、1・2 歳に多くの待機児童があり、低年齢児に対応した定員拡大や地域ごとの適正配置が依然として課題になっています。具体的な方針として、南部地域の 0～2 歳児における定員拡大と、地域によって 3～5 歳児の定員に余裕が生じることが予測されるため、既存施設の定員適正化を検討することとしています。

認可保育所の新設等により定員数が増加したものの、今後も人口増に伴う認可保育所の申込者数に増加が見込まれることから、引き続き量の拡大も図ることとしています。一方、待機児童解消のために多様な運営主体が参入したことによる質の低下が懸念されており、質を高めるための対策も講じることとしています。

出典：G 区ホームページ掲載内容をもとに作成

令和元年度第 4 回「G 区次世代育成支援行動計画推進協議会」および「G 区子ども・子育て会議」資料

<H区>

①待機児童対策の内容

人口増加や女性の就業率向上を背景とする保育ニーズの増加、保育士の不足も影響して保育所不足が慢性的に続いており、待機児童解消のための対策本部を立ち上げ、都立公園などの公有地の活用、「不動産マッチングサポート」、認可保育所や小規模保育所の整備、0～2歳児の小規模保育の推進や「定期利用保育」、「保育ルーム」、「居宅訪問型保育事業（待機児童向け）」、「保育園ナビゲーターによる窓口相談」等の様々な施策を展開してきました。タワーマンション等の建設により保育ニーズの高いエリアなどでは、200人規模の「サテライト保育事業」が実施されています。

不動産マッチングサポート	特に待機児童の多い地区において、民設民営（私立）保育所として活用できる区民保有の不動産について区民から相談を受け、保育所として整備が可能な場合は、保育所運営を希望する業者に区から物件情報を提供し、整備の具体化につなぐ。土地を有償で貸し付けた場合、固定資産税と都市計画税が5年間10割減免となる。
定期利用保育（認可外保育施設）	待機児童解消の緊急対策として、平成30年度（2018年度）に開始。認可保育所等の入園が待機となった2～3歳児クラスの児童を対象に、1年間に限り、認可保育所の空きスペース等を活用し保育する。
保育ルーム	認可保育所等の入園が待機となった区内在住の1～3歳児クラスの児童を対象に、民間事業者が保育を実施する期間限定の認可外保育施設。
居宅訪問型保育事業（待機児童向け）	認可保育所等の入園が待機となった2歳児クラスまでの児童を対象に、利用者の自宅に保育者（交代制）が訪問し1対1で保育を行う。
保育園ナビゲーターによる窓口相談	保護者の多様なニーズを把握し、様々な保育サービスを適切に選択、円滑に利用できるよう、保育サービスに関する情報の集約・提供、相談対応により保活をサポートする。
サテライト保育事業	駅前など交通至便な分園と十分な広さで大規模な保育環境を確保できる本園とをバスでつなぎ、保育を提供する。

②現在の状況

待機児童数は平成30年（2018年）以降減少していますが、依然として待機児童の解消には至っていません。今後も子育て世帯や共働き世帯の増加が見込まれるため、引き続き就学前児童人口の推移を見極めるとともに、地域や子どもの年齢によって異なる保育ニーズに応じて、公有地の活用や大規模開発との連携など、多様な整備手法を用いて認可保育所等の整備を進めることとしています。また、保育園ナビゲーターの活用やAIを活用した入園事務の効率化により、保護者のニーズに応じた情報提供を行い、待機児童の解消を目指すこととしています。

区立幼稚園においても「区立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針」（平成30年（2018年）9月策定）に基づき、3歳児保育および預かり保育を実施することで区民ニーズに応えていくこととしています。

出典：H区ホームページ掲載内容をもとに作成

H区こども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）（素案）

<I 区>

①待機児童対策の内容

待機児童対策を推進するため、私立認可保育所の開設支援や「短時間就労対応型保育事業」の充実、民間活力を導入するための新規事業者開設に係る家賃補助、認可保育所定員の弾力化や「幼保一体施設」の開設、新規開設園の空きスペースでの 1 歳児受入、企業主導型保育事業などの積極的な導入などを実施してきました。

総合的な待機児童対策として、国家戦略特別区域法改正による都市公園占用保育所等施設設置事業を活用し、都市公園と競馬場駐車場内に保育園を開設するとともに、中学校跡地の活用などに取り組んでいます。

保護者の負担軽減策として、「認可外保育施設保育料の助成」を実施するとともに、在宅での子育て家庭を支援するため、「生活支援型一時保育（オアシスルーム）」や「チャイルドステーション事業」の充実を図ってきました。あわせて保育士を確保するために、処遇改善等加算・保育士等キャリアアップ補助金、保育従事職員宿舍借り上げ支援事業なども実施しています。

区立幼稚園においても、就労形態の多様化に伴う社会要請に対応し、保護者の就労支援と幼児が健やかに養育される環境を整備するため、預かり保育を行っています。

短時間就労対応型保育事業	パート就労者や自営業等の家庭で、短時間の保育を継続的に必要とする乳幼児を対象に保育を行う。
幼保一体施設	幼稚園と保育所のそれぞれの長所を活かした、0 歳から就学前までの乳幼児期に一貫した保育・教育を行う区独自の事業（施設）。区立幼稚園に認可保育所を併設した幼保一体施設（年齢区分型と幼保連携並列型）、私立幼稚園の園長らによる NPO に委託した品川区立就学前乳幼児教育施設がある。
認可外保育施設保育料の助成	認可保育所等に入園できなかった児童が認可外保育施設（認証保育所を除く。）を利用する場合に保育料の一部を助成する。
生活支援型一時保育（オアシスルーム）	在宅で子育てをしている保護者がリフレッシュ、通院、買い物、臨時的・短期的な就労等の理由で一時的な保育を希望する場合に、時間単位の一時預かりを行う。
チャイルドステーション事業	公立の全保育所・幼稚園・児童センターを「チャイルドステーション」とし、育児相談や親仲間同士で交流・情報交換ができる場所として開放。

②現在の状況

認可保育所の整備を進めてきた結果、利用者数、定員数ともに増加し、待機児童は減少しています。しかし、人口増加等により保育ニーズは今後も増える見込まれることから、定員の弾力化や一時保育の実施、私立認可保育所の開設等による受入拡大を進めていくこととしています。

出典：I 区ホームページ掲載内容をもとに作成

区長メッセージ 第 88 号 平成 31 年 2 月 20 日 令和元年度施政方針演説

<J 区>

①待機児童対策の内容

平成 29 年度（2017 年度）に「新たな保育所待機児童対策の取組方針」を定め、認可保育所や小規模保育施設の新規開設、賃貸型認可保育所の整備、国有地や区有地の活用、「定期利用保育事業」等により定員拡大を図ってきました。認可外保育施設を利用する家庭への保育料の一部助成や待機児童の保護者等を対象に「ベビーシッター利用支援事業」も実施しています。

あわせて保育人材の定着・確保のため、宿舍借り上げや、保育士等のキャリアアップおよび保育士資格取得を支援する補助を行っています。

また、保育所の整備にあたって、十分な広さの園庭を確保することが困難な場合に、広い公園へ送迎する「ヒーローバス」を実施しています。

定期利用保育事業	新規開設する認可保育所等において、4・5 歳児の定員の空きを利用して、待機児童の多い 0 ～ 2 歳児の保育を行う。
ベビーシッター利用支援事業	待機児童の保護者または育児休業を 1 年間取得した後復職する保護者に対し、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業および家庭福祉員を利用するまでの間、東京都が認定した認可外ベビーシッター事業者を利用する場合の利用料の一部を助成する。
ヒーローバス	保育園の園児を敷地の広い公園へ送迎する幼児専用車「ヒーローバス」を平成 30 年（2018 年）11 月から開始し、平成 31 年（2019 年）1 月時点で 16 園が利用している（2 台運行）。ふるさと納税の寄付対象事業としている。

②現在の状況

待機児童は依然として解消しておらず、「新たな保育所待機児童対策の取組方針」における整備目標を拡充し、待機児童解消に向けた着実な取組を行うこととしています。多様な生活態様や働き方に合わせた保育サービスの充実や、入園判断基準の見直しなど、新たな仕組みづくりも検討することとしています。

出典：J 区ホームページ掲載内容をもとに作成

新たな保育所待機児童対策の取組方針について（平成 29 年 9 月決定）

<K 区>

①待機児童対策の内容

母親の就業率の上昇による保育ニーズの増加に対応するため、私立認可保育所を整備し、その空きクラスを活用した1・2歳児の定期利用保育、小規模保育所や認証保育所の整備、企業主導型保育事業における区民枠の確保、借地料の助成、「家庭福祉員（保育ママ、グループ保育室）」など定員拡大に取り組んできました。認可外保育施設の利用促進支援、幼稚園の長時間活用等にも取り組んでいます。東京都の地域の福祉インフラ整備事業により借り受けた都有地や区有地の活用による保育所整備や、「保育所整備に係るマッチング事業」も実施しています。適切な保育サービスの利用につながるよう、「保育サービスアドバイザー」による相談支援を行うほか、保育人材確保のための「保育士応援手当」や保育士宿舍借り上げ支援を行っています。

家庭福祉員（保育ママ、グループ保育室）	保護者が就労のため、昼間家庭で保育が困難な生後43日～2歳未満の児童を保育する。保育にあたる保育ママは区の認定を受け、保育ママの自宅またはグループ保育室で保育を行う。
保育所整備に係るマッチング事業	区民や不動産関係機関等から収集した保育所用途に供することが可能な物件に係る情報を、区内で保育所の開設を希望する事業者を提供し、マッチングを図る。
保育サービスアドバイザー	区立保育所勤務経験のある保育士が、家庭にあった保育施設の案内や子育てに関するサービス、育児相談などを行う。認可保育所以外の施設もより具体的に案内ができるよう、認証保育所や保育ママ、小規模保育所、定期利用保育の施設見学等を行い、情報を収集し、相談の際に提供する。出張による相談や夜間相談も行っている。
保育士応援手当	区内の私立保育所に継続勤務する常勤保育士に対して手当を支給する。給与面での処遇改善により離職防止やキャリアアップにつなげ、保育の質の維持・向上を図る。1人当たり10,000円。

②現在の状況

平成29年度（2017年度）から平成30年度（2018年度）までの2か年で2,643人の保育定員を拡大し、待機児童数は減少傾向にあり、3～5歳児の待機児童は解消されています。

今後も就学前児童数が微増傾向にあり、女性の就労希望の上昇による保育ニーズへの対応が必要なことから、継続して保育サービス定員の拡大を行うとともに、地域別に精密な予測をして認可保育所等の整備を行うこととしています。

幼稚園における預かり保育は、幼稚園利用者に対する子育て支援の柱となるため、就労等による保護者の保育ニーズに対応できるよう、今後も必要な量を確保することとしています。

出典：K区ホームページ掲載内容をもとに作成

（仮称）K区子育て支援計画素案

<L区>

①待機児童対策の内容

保育定員数を毎年約 500 人規模で拡大してきましたが、待機児童は平成 28 年（2016 年）まで増加傾向にあり、1,000 人を超えていました。認可保育所、小規模保育所、認証保育所、認定こども園、企業主導型保育事業などの整備や「保育室」、保育ママ、定期利用保育の取組を進めるとともに、民間が所有する建物・土地の募集に重点を置いて取り組んできました。

幼稚園での教育を希望する共働き家庭には、幼稚園における預かり保育の充実に取り組んできました。

保育室	保護者が就労や病気等のために日中家庭で保育できない産休明けからの低年齢児（3 歳未満）を対象に、各保育室の特色を生かした比較的少人数（9～29 人程度）の中で保育を行う。一定の要件を備えた施設を「保育室」として、運営経費の一部を補助する。
-----	---

②現在の状況

新設園の増加により、3～5 歳枠の空き定員を 0・1 歳児に振り分けることが可能となり、マッチング施策による待機児童解消が進みました。しかし、平成 31 年（2019 年）の待機児童数は 470 人と依然として多い状況です。

待機児童を解消していくため、さらなる施設整備等による定員拡大に向けた取組を実施することとしています。待機児童の多い地域を中心とした施設整備を加速するため、新たな賃料補助制度¹や屋外遊戯スペース設置条件の一部変更²の実施、育児休業の適正な運用等に対応する入園選考³などの取組も進めていくこととしています。

幼稚園での教育を希望する共働き家庭も多く、幼稚園における預かり保育の一層の充実が求められています。待機児童発生リスクを見極めながら、認定こども園の拡充についても検討を進めることとしています。

出典：L 区ホームページ掲載内容をもとに作成

保育待機児童解消に向けた新たな取組について（令和元年（2019 年）7 月 24 日）

L 区こども計画（第 2 期）後期計画 素案

¹ 特に保育施設整備の必要性の高いエリアにおける整備を促進するため、認可保育所整備・運営事業者として事業決定された整備計画に対する賃借料補助制度

² 屋内に「認可基準として求められる保育室の面積のほか、体を動かす遊び等のための空間として、年齢別クラス定員の最大定員×3.3 ㎡以上のホール（遊戯室）を設置」することを条件とした。

³ 利用調整に際して、申込者の内面の意思を外形的に確認するため、利用申込書に、「直ちに復職希望」「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」との選択肢を設ける等の方法により、入園申込者に対し育児休業の延長の意思を確認し、「育児休業の延長を希望する」を選択した保護者については、利用調整にあたって利用調整基準を適用しないこととした。

<M 区>

①待機児童対策の内容

認可保育所等の保育施設を整備してきましたが、高層マンションの開発により、若い世帯の転入増加等を背景に待機児童が発生しています。区有地のほか、国有地や都有地も活用しながら、認可保育所や小規模保育、区の条例に基づく幼保一元化施設の整備により定員拡大に取り組んできました。小規模施設等が設置しやすいよう、事業者からの相談を受け付けるとともに、認証保育所だけでなく、「待機児童向け特別枠」、認可外の「区立保育室」の設置、「居宅訪問型保育事業（待機児童向け）」、「期間限定型保育」など多様な施策を打ち出し、受け皿を増やす取組を進めてきました。あわせて保育人材の確保と定着等を図るため、保育従事職員宿舍借り上げ支援事業を実施しています。

待機児童向け特別枠	待機児童の解消を目的に、区内 3 か所の認可外保育施設に、待機児童となった児童の特別枠を設け、利用者には差額補助を行っている。
区立保育室	区が設置し民間が運営する認可外保育施設。区立・私立保育所に申し込みを行ない、待機児童となった児童のみを対象としている。
居宅訪問型保育事業 （待機児童向け）	認可保育所の申込みを行い、待機となった児童のうち、0～2 歳児クラスに該当する年齢の児童を対象に、児童の居宅において 1 対 1 で保育を行う（区立保育室等に在園している場合も対象となるが、併用不可）。
期間限定型保育	4・5 歳クラスに定員の空きがある認可保育所において、年度末までの期間限定で保育を行う。

②現在の状況

平成 29 年度（2017 年度）に約 800 人分の定員増とともに、10 人分のベビーシッター派遣を開始したことや、待機児童向けの受け皿を施策ごとに数人～数十人規模で設け、一次応募で入園できない場合の選択肢が増えたことなどにより、待機児童数は減少しています。

今後も待機児童解消に向けて、新規保育施設整備などによる認可定員を拡大するとともに、賃借物件を活用した保育施設への賃借料補助の拡充を図り、地域バランスを考慮した保育施設整備のスピードをさらに加速させるとともに、施設整備に限らず多様な待機児童対策を進めることとしています。

出典：M 区ホームページ掲載内容をもとに作成

平成 31 年 M 区議会会議録 2 月 25 日定例会（会議録第一号）

<N区>

①待機児童対策の内容

平成 29 年（2017 年）に待機児童解消に向けた緊急対策本部を設置し、保育定員の早急な確保に向けて、「緊急待機児童対策による区立保育室」の整備、空き家調査結果の活用や不動産業界・金融機関等への協力依頼に基づく保育所新設用地等の掘り起し、「土地等所有者と事業者のマッチング事業」等により定員拡大を図ってきました。待機児童となった家庭の負担軽減のため、「認可外保育施設利用者への支援」や、「待機児童代替保育支援」も行っています。保育士確保のため、区内保育施設に内定した保育士への「保育従事職員就職奨励金」の支給や宿舍借り上げの家賃補助などを実施しています。

区立・私立幼稚園において預かり保育を行っており、私立幼稚園に対しては預かり保育への補助も行っています。

緊急待機児童対策による区立保育室	都有地・区有施設を活用し、区立保育室(7カ所)を2年間限定で運営している。うち6施設は令和2年(2020年)3月31日で閉室予定。
土地所有者と保育事業者のマッチング事業	民間所有の土地・建物を活用し、保育所の整備を進めるため、区が土地等所有者から候補物件を募集し、あらかじめ登録した保育事業者に対して情報提供を行う。
認可外保育施設利用者への支援	認可外保育施設を利用する保護者のうち、認可保育所の利用を希望し、待機している保護者の負担を軽減するための補助を実施。
待機児童代替保育支援	保育所の入園を待機している児童の保護者が、ベビーシッターを利用して就労を継続している場合に、施設入所等が可能となるまでの間、一定の補助を行う。
保育従事職員就職奨励金	区内の保育施設(私立認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、居宅訪問型事業、事業所内保育事業、認証保育所等)に就職予定の場合に奨励金を支給する。

②現在の状況

保育施設の新規誘致等により、保育定員を増加しているものの、保育を希望する人も年々増加しており、依然として待機児童が発生しています。民間活力を利用した保育施設や認定こども園の整備、認可外保育施設の転換支援など多様な取組による量的拡大を図ることとしています。

区内のすべての幼稚園が平日の教育時間前後や長期休業中において預かり保育を実施していますが、今後も私立幼稚園の預かり保育事業の支援を継続していくこととしています。

出典：N区ホームページ掲載内容をもとに作成

子ども・子育て支援事業計画（第2期）【令和2年度～令和6年度】（案）

<O区>

①待機児童対策の内容

就学前児童人口および就労女性の増加に伴い、待機児童が大きく増加したことを受け、平成 28 年度（2016 年度）に「O 保育緊急事態宣言」を行い、区有施設や国有地を活用した大規模な認可保育所の整備と定期利用保育を中心に取り組みました。

施設整備にあたっては、保育施設が少ない地域を中心に取り組むとともに、認定こども園や地域型保育事業、「区保育室」、「区立子供園」などを組み合わせた定員拡大を行っています。

申込者の状況に合わせた丁寧なマッチング（未内定者に対する空きのある認可外保育施設の個別紹介）や、どうしても受け入れができなかったときの居宅訪問事業、幼稚園での預かり保育等を組み合わせて取り組みました。

保育人材の確保の支援を実施するとともに、急激に増えた保育施設の質を維持・向上するための巡回指導を強化し、仕事と子育ての両立のため「育児休業取得期間に応じた保育所利用の調整指数の加点」を行いました。

区保育室	待機児童解消の緊急対策として、区が整備した認可外保育施設。区運営の直営型 6 か所、民間事業者運営の委託型 11 か所がある。
区立子供園	保護者の就労形態に関わらず 3～5 歳児を預けることのできる区独自の幼保一体化施設。
保育人材の確保の支援	家賃補助の拡充、採用内定者への区内共通商品券の支給、保育士養成学校や民間保育施設団体との共同研修の実施。
育児休業取得期間に応じた保育所利用の調整指数の加点	育児休業の取得を後押しするため、育児休業取得後、復職する際の加点を新設する一方、認可外保育施設利用への加点を段階的に廃止。また、自営業など育児休業制度のない世帯への配慮として、指数の加点を新設。

②現在の状況

平成 30 年（2018 年）と平成 31 年（2019 年）の 2 年連続で待機児童ゼロを実現しました。今後も待機児童ゼロの継続と、希望するすべての子どもが認可保育所に入所できる環境を整えるため、認可保育所を核とした施設整備を進めるとともに、保育の質の確保や障害児保育等の多様な保育サービスの充実を進めることとしています。

出典：O 区ホームページ掲載内容をもとに作成

<P 区>

①待機児童対策の内容

増加する保育需要に対し、子ども・子育て支援事業計画で定めた施設整備計画の前倒しや、認可保育所や小規模保育などの施設整備を中心に、事業所内保育事業や家庭的保育事業、認定こども園なども含めた複合的な対策を行ってきました。

平成 28 年度（2016 年度）、施設整備だけでは増加し続ける待機児童の解消に追いつかないことから、待機児童を対象とした「居宅訪問型保育事業」を開始しました。待機児童対策の一環として、平成 29 年（2017 年）4 月に全国で初めて、庁舎内に認可保育所を開設しました。待機児童ゼロに向けたエリアごとの施設整備を適切に行うため、区独自の「保育施設等利用意向調査」や仕事と育児の両立支援の観点からの「入所予約制度」も実施しています。

居宅訪問型保育事業	利用者の自宅において、1 対 1 の保育を行う。保育内容は、他の認可保育所と同等の基準で確認を行っている。
保育施設等利用意向調査	保育施設を適切に整備するため、妊娠届の提出者を対象に保育施設の整備に関するアンケート調査を実施。調査項目は出産予定日や保育施設の利用希望と開始時期、地域、重視項目、転出予定など。
入所予約制度	8 月以降に産休・育休明けとなる保護者の 0 歳児について、年度の途中でも入園できる制度。

②現在の状況

定員拡大により、平成 29 年（2017 年）と平成 30 年（2018 年）、2 年連続で待機児童ゼロを達成しましたが、国の待機児童の取扱いの変更により平成 31 年（2019 年）は待機児童が生じています。

待機児童対策として居宅訪問型保育事業等を実施するとともに、計画的な施設の増設を継続して取り組むこととしています。また、平成 31 年（2019 年）3 月に公表した「保育の質ガイドライン」に基づき、小規模保育や保育ママなど多様な保育が進む中での質の確保も進めていくこととしています。

出典：P 区ホームページ掲載内容をもとに作成

令和元年第 2 回区議会定例会招集あいさつ・所信表明

<Q区>

①待機児童対策の内容

保護者の就労形態の多様化や共働き世帯の増加、大型民間マンション等の建設、公共住宅の建て替え等によるファミリー世帯の転入により、低年齢児を中心に待機児童が多く、待機児童の解消に向けて認可保育所や小規模保育事業所の新設・定員拡大に取り組んできました。

平成 31 年（2019 年）4 月には待機児童数が大幅に増加し、緊急対応方策として東京都の補助を活用した「ベビーシッター利用支援事業」を同年 10 月から開始しています。

また、待機児童対策として幼稚園における預かり保育を推奨しています。

ベビーシッター利用支援事業	保育園待機児童の保護者もしくは育児休業を 1 年間取得した後仕事に復職する保護者の児童（2 歳児まで）を対象に、東京都が認定した認可外のベビーシッター事業者を利用する際にかかる利用料の負担を軽減する。
---------------	--

②現在の状況

認可保育所等の整備により定員拡大を進めましたが、保育ニーズの増加が大きく、待機児童の解消には至っていません。今後 10 年は年少人口が増加する見込みであることを踏まえ、引き続き認可保育所の整備を進めるとともに、保護者の様々な就労形態に伴う多様な保育ニーズへ対応することとしています。特に待機児童数の多い地区については、民間施設の誘致を基本として私立認可保育所の新規募集を行い、地域の保育ニーズや 3 歳児等の受け入れ数の確保に配慮しながら整備を進めることとしています。

また、就労等により保育の必要性を認定された保護者が幼稚園を利用する場合、預かり保育利用料の補助を行うとともに、幼稚園には預かり保育を推奨することとしています。

出典：Q 区ホームページ掲載内容をもとに作成

Q 区子ども・子育て支援計画 2020（案）

<R 区>

①待機児童対策の内容

平成 16 年度（2004 年度）以降、保育所定員を計画的に増やし、令和元年度（2019 年度）までに約 3,000 人の定員拡大を図りました。認可保育所を整備するとともに、認証保育所や家庭福祉員の利用を促すための保育料補助や、「定期利用保育」を実施してきました。また、国家戦略特別区域法に基づく、全国初の公園内への保育所整備や、既存保育所における保育士の増員による定員拡大など、複合的な取組を行ってきました。さらに、適切な保育サービスの利用に結びつけるため、保育を希望する保護者の相談に応じる「保育コンシェルジュ」を令和元年度（2019 年度）から配置しています。保育人材の確保のためには、保育従事職員用の宿舍の借り上げを行う事業者に対し経費の一部を補助する制度や、「保育士への奨学金支援制度」を実施しています。

幼稚園においては、私立園による預かり保育を推進するため補助を実施しており、平成 29 年度（2017 年度）から 2 園で長時間の預かりを行っています。区立園では令和元年度（2019 年度）から 1 園でモデル実施しています。

定期利用保育	認可保育所の空きスペース（教室）を活用し、待機児童を単年度限定で保育する。
保育コンシェルジュ	保育を希望する保護者の相談に応じ、各家庭の希望や状況にあわせて保育情報の紹介を行う専門の相談員。
保育士への奨学金支援制度	区内私立保育園等に保育士として 5 年間継続して勤務することを要件に返済免除とする奨学金貸付事業。また、奨学金を利用して保育士資格を取得し、区内保育所等に保育士として就職した場合に、奨学金の返済費用を支援する。

②現在の状況

待機児童数は平成 29 年（2017 年）に比べ 2 年連続で減少し、平成 31 年（2019 年）4 月現在で 45 人となっています。

今後は地域ごとの保育ニーズの動向を一層注視し、民間活力も利用した施設整備と保育施設間での連携・協力が課題となっています。継続的・安定的な保育サービスの提供に加え、保育を取り巻く様々な課題への確に対応するため、保育施設の役割を整理することとしています。

区内を地域で分け、効率的・効果的に保育サービスを提供できるよう各地域の中核を担う拠点園を中心に保育施設の連携を図っていくこととしています。また、拠点園以外の区立直営の保育所については、民間活力の積極的な活用の観点から、段階的に民営化し、保育施策の拡充を図ることとしています。

出典：R 区ホームページ掲載内容をもとに作成

令和元年度第 2 回 R 区子ども・子育て会議資料

<S 区>

①待機児童対策の内容

平成 29 年度（2017 年度）までは就学前児童人口が増加傾向にあり、待機児童対策として、認可保育所や小規模保育所の開設や改修、民営化、区有地や国有地の活用、新規開設園の空きスペースを活用した定期利用保育などによる定員拡大に取り組んできました。家庭福祉員や「ベビールーム」による保育、「ベビーシッター利用支援事業」、子育て相談に対応する「S 子育て NAVI 事業」も行いました。大規模マンション等の建設による保育ニーズの増加に対応するため、事業者と「S 区大規模建築物等の建設に係る認可保育所等の設置に関する協議要領」による事前協議の実施等に取り組んでいます。

ベビールーム	家庭福祉員の自宅ではなく、区が設けた場所において、複数の家庭福祉員によって保育を行う。
ベビーシッター利用支援事業	0～2 歳児クラスの待機児童の保護者または育児休業を 1 年取得後に復職する保護者に対し、認可保育所や認定こども園、地域型保育事業、家庭福祉員を利用できるまでの間、東京都の認定を受けたベビーシッター事業者を利用する場合の利用料の一部を助成する。
S 子育て NAVI 事業	利用者支援事業の 1 つで、区役所に区立保育園の園長経験者による保育専門相談員（保育マイスター）を配置し、保育施設の利用支援や子育て相談など、保育相談の充実を図る。

②現在の状況

小規模保育所の整備を進めてきたことから、小規模保育所の卒園児による 2 号認定（3～5 歳児）の需要への影響が見込まれています。3 号認定（0～2 歳児）については、新規園の整備や区の就学前児童数の減少により平成 31 年（2019 年）に供給実績が需要実績を上回りましたが、希望園のアンマッチ等により、待機児童の解消に至っていません。需要の見込みにあわせた定員拡大と保育環境の適切な整備を進めることとしています。

私立幼稚園での長時間・通年の預かり保育や認定こども園への移行は保育定員の拡大につながることから、今後は待機児童の状況を見極めながら、私立幼稚園における預かり保育の拡充に取り組むとともに、認定こども園への移行に向けた必要な支援を図っていくこととしています。

出典：S 区ホームページ掲載内容をもとに作成

S 子ども未来応援宣言 2025「子ども・子育て支援事業計画」編（第 2 期）（素案）

<T 区>

①待機児童対策の内容

待機児童の解消と多様化する保育ニーズに対応するため、綿密な需要分析に基づく「T 区待機児童解消アクション・プラン」を平成 23 年（2011 年）に策定し、毎年見直しを図りながら、保育の適正な量の確保に努め、認可保育所などの新規施設整備や既存施設の定員拡大、認可保育所の空きスペースを活用した定期利用保育などに取り組んできました。また、幼稚園の預かり保育や家庭的保育（保育ママ）を個別に案内すること等により、待機児童の解消に努めるとともに、小規模保育・家庭的保育の卒園児を対象に先行利用調整を実施しています。3 歳からの受け入れ定員が不足する見込みの地域においては、認証保育所の認可への移行支援に取り組んでいます。保育所整備に当たって、ニーズを予測し適切な整備を行うため「妊娠届時の意向調査」を実施し、区内保育施設に就職した保育士等へ「保育士確保・定着支援」を実施しています。家庭で子育てを行っている家庭を支援するため、「マイ保育園」制度や保育コンシェルジュによる相談も行っています。

幼稚園については、1 日 8 時間以上の月ぎめ預かり保育を利用する保護者の負担を軽減する区独自の「幼稚園教育奨励事業」を実施し、預かり保育を推進しています。

妊娠届時の意向調査	適切な保育施設の整備を行うため、妊娠届の提出者に、出産予定月や居住地、保育の利用意向(開始希望年齢)を把握する調査。
保育士確保・定着支援	奨学金を利用して保育士資格を取得し、区内の保育施設に就職した保育士を対象に、奨学金の返済に要した金額の一部を補助する。 また、区内の保育施設に勤務する採用後 5 年未満の常勤の保育士のための住居として、事業者が区内に物件を借り上げている場合、借上げに要した費用の一部を補助する。
マイ保育園	子育てに対する負担感や不安感を少しでも軽減するため、区立保育所・こども園を身近な子育て支援の拠点として保育士等による子育て相談などを通じ、就学前児童を家庭で育てている保護者を支援する。

②現在の状況

平成 27 年度（2015 年度）から平成 30 年度（2018 年度）の 4 年間で保育定員数を 2,744 人分拡大すると同時に、多様な保育サービスの拡充と利用促進を行った結果、平成 31 年（2019 年）の待機児童数は平成 29 年度（2017 年度）の約 3 分の 1 まで低減し、令和 2 年（2020 年）4 月までにほぼ解消できる見込みとなっています。

今後は、幼児教育・保育の無償化や 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会後の経済状況による保育ニーズの変動を的確に把握し、継続的に受け皿を確保する必要があり、地域ごとの保育ニーズを詳細に分析し、保育定員の拡大や幼稚園の預かり保育の推進、保育コンシェルジュの相談などの利用者支援促進により、保育所の待機児童ゼロの実現と継続を目指すこととしています。

出典：T 区ホームページ掲載内容をもとに作成

第 2 期 T 区子ども・子育て支援事業計画（案）

<U 区>

①待機児童対策の内容

増加する保育ニーズに対し、認可保育所や小規模保育所等の整備や建て替え、民営化などを積極的に行い、保育施設の一次入所率を高めるとともに、地域型保育や家庭的保育事業所（保育ママ）の拡充を進めるなど、待機児童の解消に取り組んできました。平成 29 年（2017 年）には、特に待機児童の多い 1 歳児について、一次選考で入所保留となった児童を対象に保育所の一時保育スペース等を活用して受け入れる「待機児童緊急対策事業」を実施しました。また、保育所整備を促進するための「民有地マッチング事業」や認証保育所の認可への移行支援、「保育士の確保に向けた総合的な支援」、「0 歳児クラスの予約入園」、「ベビーシッター利用支援事業」を実施しています。

現在区内のすべての私立幼稚園と認定こども園で預かり保育を実施しています。一部の園では「定期長時間預かり保育」を実施しており、小規模保育事業所や家庭的保育事業所の卒園後の受入先の選択肢の一つともしています。「私立幼稚園での 2 歳児受入」も実施しています。

民有地マッチング事業	保育施設整備にあたり、土地等所有者と保育施設を運営する事業者とのマッチングを行う。
保育士の確保に向けた総合的な支援	保育施設における保育士の確保と定着を図るため、養成校やハローワーク等と連携し就職相談会を実施するとともに、保育士資格の取得支援や保育士の宿舍借上げ支援を実施。
0 歳児クラスの予約入園	育児休業の取得とスムーズな職場復帰を目的に実施。
ベビーシッター利用支援事業	0～2 歳児の入所保留通知を所持している児童の保護者または育児休業を満了した保護者が東京都の認定したベビーシッター事業者を利用する場合に利用料の一部を助成する。
定期長時間預かり保育	私立幼稚園と認定こども園において、保育を必要とする児童を対象に、月～金曜日の 5 日間、1 日 9 時間以上、年間 200 日以上の預かり保育を実施。
私立幼稚園での 2 歳児受入	幼稚園教育カリキュラムによる必要な知識の早期取得や幼児の心身の健全な発達を促すとともに、幼児教育・保育施設の利用の幅を広げる。

②現在の状況

働き方改革等により保護者の就労形態が多様化する中で、子どもを卒園まで安心して預けられるよう保育施設が不足する地域を中心に施設整備等を行うとともに、定員構成の調整や地域の偏りを解消する取組を進めるとともに、私立幼稚園と認定こども園での預かり保育の実施日数や実施時間の拡大を図るほか、在籍児以外の受入も検討することとしています。

出典：U 区ホームページ掲載内容をもとに作成

第二期 U 区子ども・子育て支援事業計画（素案）

令和元年第 2 回区議会定例会 区長挨拶要旨

<V区>

①待機児童対策の内容

少子化により児童人口は減少していますが、子育て世帯の転入や女性の社会進出により、保育ニーズが増加し低年齢児で待機児童が発生し、新規認可保育所の整備、既存認可保育所の低年齢児の定員拡大（定員弾力化）や分園の設置、小規模保育所、事業所内保育等の地域型保育事業を推進するとともに、認証保育所と認定保育室の移行支援に取り組みました。マンション等の大規模住宅の建設にあたっては、条例で保育施設設置協議を義務づけるとともに、「保育士確保策」にも注力してきました。

できるだけ家庭的な雰囲気と深い愛情のもとで育てるため、0歳児保育は保育ママ制度が中心となっており、家庭で養育している場合には、区独自の「乳児養育手当」を支給しています。

幼稚園については、私立園に対し区独自の補助を行い、長時間の預かり保育を推進しています。

保育士確保策	月額 50,000 円の処遇改善（区 1 万円、都 4 万円の給与加算）、新規採用の保育士へ区内共通商品券 5 万円分を贈呈、月額 82,000 円の家賃補助（園が保育士のために借り上げた住宅に対し補助）、区主催の研修会や巡回によるサポート。
乳児養育手当	0 歳児にとって一番大切な時期を、家庭での保育に専念してもらうための経済的支援を目的とした区独自の制度。

②現在の状況

待機児童数は平成 30 年（2018 年）まで増加していましたが、平成 31 年（2019 年）は減少しています。今後は、保育ママ制度の充実や幼稚園における預かり保育等の推進、事業所内保育所の新設、企業主導型保育事業の設置促進に引き続き取り組むこととしています。

出典：区ホームページ掲載内容をもとに作成

V 区の待機児童の現状と対応策

未来を支える V こどもプラン（令和 2 年度～令和 6 年度）（素案）

(1) 国の対策

①待機児童対策の内容

i 「エンゼルプラン」と「新・エンゼルプラン」

平成6年(1994年)に策定された「エンゼルプラン」では、仕事と子育ての両立を図るため、保育以外の施策についての数値目標も定められました。同プランの一環として策定された「緊急保育対策5か年事業」では、平成3年度(1991年度)から開始した「放課後児童対策事業」は、学童クラブを平成11年度(1999年度)までに4,520か所から9,000か所に増設する数値目標が立てられました。

さらに、平成11年(1999年)の「新・エンゼルプラン」では、平成16年度(2004年度)までに学童クラブを11,500か所まで増加させる計画目標が示され、実際には14,457か所と計画目標を大きく上回りました。

ii 「子ども・子育て応援プラン」と「子ども・子育てビジョン」

平成16年(2004年)に策定された「子ども・子育て応援プラン」では、全国の小学校区の約4分の3での放課後児童対策事業の実施を目指し、学童クラブを平成21年度(2009年度)までに17,500か所まで増設する数値目標が立てられました。

平成21年(2009年)に策定された「子ども・子育てビジョン」では、平成19年度(2007年度)から施行された、学童クラブ(放課後児童クラブ)と放課後子供教室を連携または一体的に実施する「放課後子どもプラン」を推進するとともに、学童クラブを81万人から111万人の受入が可能となるよう整備する数値目標が立てられました。また、子どもの健全育成を図るため、平成19年(2007年)に制定された「放課後児童クラブガイドライン」を踏まえ、子どもの生活の場である学童クラブの質の向上も図ることとされました。

iii 「放課後子ども総合プラン」と「新・放課後子ども総合プラン」

平成26年(2014年)に策定された「放課後子ども総合プラン」では、学童クラブについて令和元年度(2019年度)末までに約30万人分を新たに整備するとともに、すべての小学校区で、学童クラブと放課後子供教室を一体的にまたは連携して実施することを目標として整備が進められました。しかし、女性の就業率のさらなる上昇等により、依然として待機児童の解消には至りませんでした。そこで、待機児童を解消し、いわゆる「小1の壁」を打破するため、平成30年(2018年)に「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。

「新・放課後子ども総合プラン」では、令和元年度(2019年度)から令和3年度(2021年度)までに約25万人分の学童クラブを新たに整備して待機児童解消を図り、その後もさらなる女性就業率の上昇に対応できるよう、令和元年度(2019年度)から令和5年度(2023年度)までの5年間で約30万人分の整備を図ることとされています。また、新たに開設する学童クラブの約80%は、保護者のニーズに応じて小学校内に設置することを目指し、徹底的に小学校の余裕教室等を活用することとしています。

なお、平成8年(1996年)の制度化当初は「おおむね10歳未満の留守家庭児童」に対する支援とされていましたが、いわゆる「小4の壁」による問題が顕在化したことにより、平成27年(2015年)の「子ども・子育て支援新制度」の本格始動に伴い、対象が「小学生」まで拡大されました。

②現在の状況

「エンゼルプラン」から「子ども・子育て応援プラン」までは、計画目標を上回る量的拡大が進められる一方で、学童クラブの運営に関する指針や基準はない状態が続いたため、サービスの質に大きな偏りを生む結果となりました。平成 19 年（2007 年）以降は、放課後子供教室との連携または一体的な運営を目指す「放課後子どもプラン」や「放課後児童クラブガイドライン」が打ち出されるなど、サービスの質に関する方針が示されました。

また、平成 27 年（2015 年）から本格施行された「子ども・子育て支援新制度」では、区市町村における適切なサービス量の見込みの算出が求められています。

（２）東京都の対策

都は、国の取組に先んじて、昭和 28 年（1963 年）から都内学童クラブの設置に対する補助事業を開始し、都市部における学童保育事業に注力してきました。

平成 22 年（2010 年）には、都独自の学童保育事業として「都型学童クラブ事業」を開始し、19 時以降までの開所時間延長や常勤の放課後児童支援員の配置など、都が定める基準を満たす学童クラブに対し、国の「放課後児童健全育成事業」に上乘せして補助を行いました。「都型学童クラブ事業」は、運営主体を、株式会社や特定非営利活動法人、社会福祉法人等としており、児童 1 人につき 1.65 m²以上の専用区画面積を確保することとしています。

また、平成 27 年（2015 年）に定められた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、平成 27 年度（2015 年度）から令和元年度（2019 年度）までの 5 年にわたり放課後児童支援員が行う基本的な生活習慣の習得の援助や自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識および技能を習得し、有資格者となるための「放課後児童支援員認定資格研修」を実施しています。

（３）特別区の対策

＜練馬区＞

①待機児童対策の内容

練馬区は、昭和 40 年（1965 年）に区内 3 校において、区内初の学童クラブ（放課後児童クラブ）を開設しました。昭和 47 年（1972 年）には区内初の児童館内学童クラブを開設し、その後、小学校内や児童館併設に加え、保育所併設や高層住宅の専用スペース等を使用した施設など、各小学校区に学童クラブを増設してきました。

しかし、学童クラブの増設を続けたものの、地域によって需要に差があり、特に小学校内の学童クラブに需要が集中するなど、需要の偏りが待機児童増加の要因となりました。平成 17 年（2005 年）の学童クラブの民間委託開始後は、施設規模に応じて最大 60 名までの受入を行い、需要に対応してきました。

平成 16 年（2004 年）、全児童を対象とする「学校応援団ひろば事業」を開始し、学童クラブと併せて放課後の子どもたちの居場所の充実を図りました。平成 19 年（2007 年）に国の「放課後子どもプラン」が示され、練馬区では学童クラブと学校応援団ひろば事業を連携させる形で、学童クラブの需要には学童クラブで対応していくこととしました。

平成 27 年（2015 年）に 271 名の学童クラブ待機児童が発生するとともに、同年に策定された「練馬区子ども・子育て支援事業計画」における平成 31 年（2019 年）の需要は 6,018 名が見込まれました。

増加する学童クラブの需要に対応するとともに、すべての小学生の放課後等の居場所を確保するため、平成 28 年度（2016 年度）から、小学校内の施設を活用して学童クラブと学校応援団ひろば事業双方の運営を一体的に行う「ねりっこクラブ」を開始しました。家庭科室や生活科室などの学校内の余裕教室を放課後だけ活用する学童クラブ室として定員に必要な面積を確保することで、学童クラブの定員を 90 名から最大 135 名まで拡大しています。令和 6 年度までに全 65 校での実施を目指しています。

また、長時間保育の実施や駅前での開設等、多様な区民ニーズに応えるとともに、今後の「ねりっこクラブ」の担い手の育成のため、民間学童保育の実施も進めています。保護者の安心のため、「ねりっこクラブ」、学童クラブ、児童館等に「キッズ安心メール¹」も導入しました。

②現在の状況

「ねりっこクラブ」の拡大に伴い、学童クラブの受入枠は、令和元年（2019 年）に 5,784 人となり、23 区で最大となりました。今後も需要の増加が見込まれるため、令和 4 年（2024 年）までにさらに約 3,000 人の受入枠を整備します。

¹ キッズ安心メール…利用登録をした児童が、学童クラブ、児童館等の施設を利用する際に IC カードをカードリーダーにかざすと、来館・退館した旨のメールが保護者の携帯電話等に送付されるシステム

<A 区>

①待機児童対策の内容

平成 27 年（2015 年）に策定された「A 区次世代育成支援行動計画」に基づき、すべての区立小学校内に学童クラブを設置する方針に加えて、児童館等併設の学童クラブの設置、小学校内の民営アフタースクールの拡充、校外の私立学童クラブの新規開設等により定員増に取り組んでいます。利用実態を踏まえて受入人数を調整し、小学 6 年生までの児童を必要に応じて受け入れています。一部の私立学童クラブは、21 時までの夜間保育を実施しています。私立学童クラブの安定的な運営と学童保育の質の確保のため、保育環境整備の財政支援を行っています。

②現在の状況

子育て世帯の転入や共働き世帯の増加に伴い、年々増加する学童クラブの入所希望に応え、学童クラブ開設当初から続く待機児童ゼロの継続を目指しています。

出典：A 区ホームページ掲載内容をもとに作成

A 区プレスリリース（平成 31 年 4 月 12 日配信）

A 区次世代育成支援行動計画

<B 区>

①待機児童対策の内容

共働き家庭等の児童に遊びや生活の指導を行うため、区内の全児童館内への学童クラブの設置を推進してきました。学童クラブの登録は低学年が中心でしたが、児童人口の急激な増加による待機児童が課題となりました。これに対して、児童館の改築・改修にあわせた学童クラブの定員拡大や、申込み状況に合わせた柔軟な定員調整で対応してきました。

また、保護者の就労の有無に関わらず、放課後や土曜日などに児童が安全に安心して過ごせる「子どもの居場所『プレディ』」（放課後子供教室事業）を区立小学校 16 校のうち 12 校で展開しています。「子どもの居場所『プレディ』」では、希望者に対して「17 時以降の利用」と「出欠確認」、「連絡帳による情報交換」を行っており、学童クラブの待機児童を受け入れるなど、両事業が連携して子どもの居場所づくりに取り組んでいます。

②現在の状況

学童クラブについては定員拡大、「子どもの居場所『プレディ』」については活動場所の確保が課題となっています。また、学童クラブと「子どもの居場所『プレディ』」は重複登録できないこととなっており、保護者に両事業の内容や特徴を十分に周知・広報することが必要とされています。今後は、学童クラブと「子どもの居場所『プレディ』」の連携を強化していくとともに、それぞれの特徴を生かしたサービス内容とすることとしています。

出典：B 区ホームページ掲載内容をもとに作成

令和元年度第 2 回 B 区子ども・子育て会議資料

<C 区>

①待機児童対策の内容

保護者の就労等により、家庭で保護を受けられない児童の日常生活と健全育成の場として、児童館や「子ども中高生プラザ」、「児童高齢者交流プラザ」、区立小学校等で学童クラブ事業を実施しています。区立小学校内で安全・安心に活動できる「放課GO→」（放課後子供教室）を推進しています。このうち、学童クラブ事業を実施するための条件が整った小学校では、「放課GO→クラブ」として放課後子供教室と学童クラブを一体的に実施し、児童の放課後の居場所づくりに取り組んでいます。また、平成 27 年度（2015 年度）の「子ども・子育て支援新制度」の本格施行に伴い、学童クラブの平日の開所時間を 8 時 30 分から 8 時に前倒しするとともに、閉所時間を 18 時 30 分から 19 時に延長しています。

②現在の状況

「子ども中高生プラザ」や借り上げた民間ビルでの大規模な学童クラブの開設等により学童クラブの定員を拡大しています。区内の小学生児童人口の増加により、学童クラブ需要は大幅に増加しています。特に低学年では、小学校から学童クラブまでの移動に対する保護者の不安などから、校内にある学童クラブを希望する割合が高くなっています。今後も見込まれる学童クラブの需要増に対応するため、学童クラブの新規開設等により定員拡大を図ることとしています。

出典：C 区ホームページ掲載内容をもとに作成

C 区子ども・子育て支援事業計画 令和 2（2020）年度～令和 6（2024）年度（素案）

<D 区>

①待機児童対策の内容

区立学童クラブは、利用時間の延長を希望する保護者の増加に対応し、業務を委託化することで 19 時まで利用可能となりました。利用児童数は増加傾向にあり、多くの学童クラブが定員を超えて児童を受け入れている状況です。学校の長期休業期間中だけ学童クラブを利用したいという家庭のニーズにも対応し、長期休業期間のみ学童クラブを利用できる取組も実施しています。民間学童クラブは、長時間の預かりや保育園との交流など独自の工夫を行っています。

また、全児童を対象として「放課後子どもひろば」（放課後子供教室）を区立の全小学校で実施しています。定員を超える利用希望が予測される学童クラブの近隣の小学校の「放課後子どもひろば」では、通常の「放課後子どもひろば」の利用に加え、学童クラブ機能を付加した「ひろばプラス」を実施しています。「ひろばプラス」は、学童クラブの入会要件を充たす児童を対象に、保育士等の資格のある専任職員と支援者が実施しています。学童クラブとひろばプラスの重複登録はできません。

②現在の状況

学童クラブの受入人数は、平成 26 年度（2014 年度）の 1,339 人から、平成 30 年度（2018 年度）には 1,796 人へと拡大しました。児童館スペースの有効活用等を通じ、令和 6 年（2024 年）には 2,352 人へ定員を拡大することとしています。区立学童クラブだけで需要をカバーできない地区や夜間の対応については、民間学童クラブと連携しながら実施し、民間学童クラブの誘致も継続して行うこととしています。

出典：D 区ホームページ掲載内容をもとに作成

D 区子ども・子育て支援事業計画（第二期）令和 2 年度～令和 6 年度（素案）

<E 区>

①待機児童対策の内容

放課後児童クラブ（学童クラブ）を「育成室」という名称で展開しています。「育成室」の整備は徐々に広がり、区立児童館内や小学校内だけでなく、保育所や中学校敷地内にも「育成室」を設置しています。令和元年度（2019 年度）にも 1 室オープンしています。令和元年度（2019 年度）時点で、38 室の「育成室」が設置されており、1,683 人の児童が在籍しています

また、区の「育成室」では実施していない時間延長や一時受入れ等の多様な保育ニーズに対応するため、区が定める基準を満たす民間学童クラブ（都型学童クラブ）に経費の一部補助を行うことで誘致しました。全児童を対象にした放課後の居場所として「E 区放課後全児童向け事業」を区立小学校 19 校で実施しています。

②現在の状況

「育成室」の施設数と定員数は拡大しており、待機児童数は平成 22 年度（2010 年度）から 20 人前後で推移し、令和元年度（2019 年度）は 18 人となっています。今後は「育成室」の整備や都型学童クラブの誘致などを進めていくこととしています。

出典：E 区ホームページ掲載内容をもとに作成

令和元年度第 4 回 E 区子ども・子育て会議及び文京区地域福祉推進協議会子ども部会資料

<F 区>

①待機児童対策の内容

児童の健全育成を図り、保護者の仕事と子育ての両立を支援するため「こどもクラブ」という名称で学童クラブを設置しています。小学校内を中心とした「こどもクラブ」の増設や育成時間の延長、低学年の児童と障害児の希望者全員を受け入れる体制の整備などを行ってきました。

また、すべての児童の安全な放課後対策を総合的に推進するため、平成 29 年（2017 年）12 月に「F 区放課後対策の方針」を策定し、区内全小学校での放課後子供教室の実施や需要に応じた「こどもクラブ」の整備と定員変更等の検討を行うとともに、高学年の児童については、学童クラブではなく児童館におけるランドセル来館事業を活用するなど、児童の状況に合わせた居場所づくりを進めています。

②現在の状況

「こどもクラブ」と放課後子供教室の一体的な実施または両事業の連携を推進するとともに、児童館が実施するランドセル来館などの放課後対策事業を広く周知することで、ニーズに対応していくこととしています。

出典：F 区ホームページ掲載内容をもとに作成

令和元年度 F 区次世代育成支援地域協議会（F 区子ども・子育て会議）資料

<G 区>

①待機児童対策の内容

学童クラブの在籍数は緩やかに増加し、全児童数に占める登録率は、平成 25 年度（2013 年度）の 17.8%から令和元年度（2019 年度）の 22.5%へと増加しています。平成 26 年度（2014 年度）に国が策定した「放課後子ども総合プラン」に基づき、計画的に学童クラブの整備を進め、「放課後子ども教室」を実施してきました。学童クラブの増設については、「学童クラブのない小学校区」と「待機児童が発生した（または発生が見込まれる）地区」を対象として、民間賃貸物件の借上げや学校等の公共施設の活用、保育所等整備時の学童クラブの併設に取り組みました。学童クラブ待機児童等を対象に「ランドセル預かり」による待機児童の居場所の確保が進んでいます。また、小学生の放課後の居場所として、「放課後子ども教室」や、小学 4 年生以上の児童が対象となる児童館を活用した取組を進めてきました。

②現在の状況

学童クラブは、平成 25 年度（2013 年度）の 37 か所から令和元年度（2019 年度）の 50 か所へと増加しましたが、令和元年度（2019 年度）に待機児童が 145 人生じています。

今後も小学生児童の増加に伴う学童クラブの需要の増加が見込まれ、夏休みなどの長期休業期間中の児童や高学年児童の居場所の確保も課題になっています。低学年は希望する全児童、高学年は特に配慮を必要とする児童への対応として、民間事業者の誘致も含めて施設整備を進めることとしています。

出典：令和元年度第 4 回「G 区次世代育成支援行動計画推進協議会」「G 区子ども・子育て会議」資料

<H 区>

①待機児童対策の内容

学童クラブと放課後子供教室の機能を持つ一体化事業「H きっずクラブ」により、放課後対策に取り組んできました。A 登録は自主的な遊び・学びの場を提供し、児童の活動を守る事業（放課後子供教室）で、B 登録は就労世帯等の児童に対し、保護者に代わって生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業（学童クラブ）です。両事業の重複登録はできません。「H きっずクラブ」の A 登録、B 登録ともに利用者数は増加していますが、B 登録は計画を下回る実績、A 登録は 2 倍近い実績となっています。利用者の増加に伴い、専用スペースのある B 登録での拡大が困難なため、小学校外にある民間学童クラブの利用も案内しています。なお、学童クラブは、小学校内で実施する「H きっずクラブ」への移行を進めていますが、児童館内等で開設している学童クラブも 19 か所あります。

②現在の状況

「H きっずクラブ」は、「H 区放課後こどもプラン」に基づき、保留（待機）児童対策や開所時間の前倒し等の事業の拡充や、児童の活動場所の環境改善、地域との連携による魅力あるプログラムの実施などに取り組むこととしています。学童クラブは「H きっずクラブ」に名称を統一し、放課後支援事業の一体的な運営に取り組むこととしています。

出典：H 区ホームページ掲載内容をもとに作成

H 区こども・子育て支援事業計画（令和 2 年度～令和 6 年度）（素案）

<I 区>

①待機児童対策の内容

平成 13 年度（2001 年度）に開設した「すまいるスクール」は、平成 26 年度（2014 年度）に国が示した「放課後子ども総合プラン」に先駆けて、放課後児童クラブ（学童クラブ）と放課後子供教室を一体的に実施している事業です。すべての区立小学校に設置されており、「フリータイム」と「教室」、「勉強会」の 3 本柱で運営しています。

平成 28 年度（2016 年度）から、保護者の就労等により児童が家庭において適切な保護が受けられない場合、1～3 年生は 19 時まで、4 年生以上は 18 時まで延長して利用することができるようになりました。17 時を超えて利用する児童へは間食の提供を行うなど、継続的に事業の見直しを行っています。「すまいるスクール」の登録人数と定員数が同数になるように、学校の授業等で使用しない時間には、各学校の「すまいるスクール」の専用スペースの他に、校庭や体育館、特別教室等も活用しています。

②現在の状況

今後もすべての小学校で、放課後児童クラブ（学童クラブ）と放課後子供教室を一体的に実施し、希望するすべての児童が安全・安心に活動できる場所として推進していく予定です。

出典：I 区ホームページ掲載内容をもとに作成
第 2 期 I 区子ども・子育て支援事業計画（素案）
I 区すまいるスクール利用案内パンフレット

<J 区>

①待機児童対策の内容

児童数や共働き世帯数の増加により「学童保育クラブ」の利用申請者数が増加し、早期の対策が必要となっています。特に児童館が少ない地区では、希望する「学童保育クラブ」が利用できないなど地理的偏在が課題となっており、区有施設の見直しによる「学童保育クラブ」の整備や小学校施設を利用した「学童保育クラブ」の整備を進めてきました。

「学童保育クラブ」の待機児童や利用基準に満たない児童、保護者が一時的に在宅していない児童等を対象に、下校後自宅に帰宅せずにランドセルを持ったまま児童館に来館できる「ランドセル来館事業」を行っており、「学童保育クラブ」の待機児童の受け皿にもなっています。

②現在の状況

「ランドセルひろば（校庭の遊び場事業）」や「学童保育クラブ」の各事業と新たな子どもの放課後の居場所づくりを進めるため、小学校施設を利用して、児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるように、「放課後子ども総合プラン」を順次実施していくこととしています。「学童保育クラブ」の需要増への対応として区有施設や国有地等を活用するだけでなく、児童や保護者の状況に応じた「学童保育クラブ」の対象学年の拡大や保育時間のさらなる延長、ボランティアなどの人材育成と活用による多様な放課後の居場所づくりも求められています。

出典：J 区ホームページ掲載内容をもとに作成
令和元年度 J 区当初予算案プレス発表資料

<K 区>

①待機児童対策の内容

平成 31 年（2019 年）4 月現在、小学 1 年生から 6 年生までの児童の学童保育事業を 89 か所で実施し、受入数は 5,415 人となっています。また、全児童の放課後の安心・安全な居場所として放課後子供教室を実施しています。学童保育事業は、学校施設の状況を踏まえ、放課後子供教室と一体的に実施する「放課後ひろば」に順次移行しています。

②現在の状況

学童クラブの定員は区全域では充足しているものの地域差があります。待機児童が発生している一部の地区では、学級数の増加により小学校に余裕教室がなく、校内での定員拡大が困難となっていますが、保護者の学童保育のニーズは「放課後ひろば」に集中しており、周辺児童館内の学童クラブ定員に空きが生じている傾向があります。

出典：K 区ホームページ掲載内容をもとに作成
（仮称）K 区子育て支援計画（素案）

<L 区>

①待機児童対策の内容

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童の放課後の居場所として学童クラブと、全児童対策として「BOP（ポップ＝Base Of Playing 遊びの基地）」を全小学校に設置しています。児童の健全育成を図るためには、子育て家庭への支援とともに、児童の放課後の居場所を確保し、自由な遊びや体験、交流ができる仕組みを充実していく必要があると考え、「BOP」と学童クラブを統合した「新 BOP」を 61 校のすべての小学校で実施しています。

②現在の状況

家庭のライフスタイルの多様化や児童数増加による「新 BOP」の大規模化・施設の狭隘化、人材の確保・育成などの課題がある中、放課後に家庭で保護を受けることができない児童が安心して過ごすことのできる場の確保が必要となっています。

「新 BOP 学童クラブ」では、低学年（1～3 年生）の定員を設けることなく入会条件を満たしている全児童の受け入れを行っています。令和元年度（2019 年度）から、5 か所の「新 BOP 学童クラブ」では、多様な放課後の過ごし方に対応した 2 年間のモデル事業として、19 時 15 分までの時間延長が行われています。

出典：L 区ホームページ掲載内容をもとに作成
L 区こども計画（第 2 期）後期計画（素案）

<M 区>

①待機児童対策の内容

放課後子供教室と放課後児童クラブ（学童クラブ）を合わせた一体型の「放課後クラブ」を全区立小学校内に開設し、保護者の就労状況に関わらずすべての児童を対象に、学校や地域との連携により児童一人ひとりを健やかに育てていくことを目指しています。「放課後クラブ」は、全児童が対象となる A 会員と保護者が就労等をしている児童が対象となる B 会員があり、学校敷地内の「放課後クラブ」室を拠点とし、校庭や体育館、図書室、特別教室などの学校施設を活用しています。なお、学童保育を行っていた学童館は廃止し、他の施設に転用しています。

「放課後クラブ」での預かり時間は、A 会員が 17 時まで、B 会員が 18 時までとなっていますが、保護者のニーズを踏まえ、両会員ともに 3 年生までは 19 時 30 分まで利用できる特別延長の登録ができます。また、「放課後クラブ」には私立学校等に通う児童も会員として登録することができます。

②現在の状況

保護者の就労状況に関わらず、すべての児童を対象とした「放課後クラブ」を実施することとしています。また、保育の質の充実を目指し、企業と連携したプログラミング教育の導入なども進められています。

出典：M 区ホームページ掲載内容をもとに作成

<N 区>

①待機児童対策の内容

学童クラブの待機児童対策として、児童館にスペースを用意して児童を受け入れてきましたが、保護者のニーズに基づき、「キッズ・プラザ（放課後子供教室事業）」と区立学童クラブを整備し一体型の運営とする取組を進め、時間延長などのサービス充実にも取り組んできました。

「キッズ・プラザ」は、小学生が学年を超えて交流し豊かな体験ができるよう、小学校の校庭や体育館を活用しています。小学校の教室等を改修し、子どもたちが過ごしやすい空間になるよう、学校施設とは雰囲気を変えた専用室を設けています。区立学童クラブは「キッズ・プラザ」の整備に合わせて小学校内に設置され、民間事業者に委託して一体型の運営を行っています。

また、平成 19 年（2007 年）に区立学童クラブに準ずる運営基準を定め、補助を行うことにより、民間学童クラブの誘致を開始しました。

②現在の状況

民間学童クラブの誘致により放課後の児童の居場所を拡大するとともに、特色ある学童クラブの充実が計画されています。利用希望が多い地域などに民間学童クラブを誘致し、学童クラブの定員を確保する計画です。廃校の学区域にある区立学童クラブは廃止し、民間学童クラブを開設することを基本としています。また、「キッズ・プラザ」については、順次、小学校へ増設する予定です。

出典：N 区ホームページ掲載内容をもとに作成

N 区子ども・子育て支援事業計画（第 2 期）【令和 2 年度～令和 6 年度】（案）

<O区>

①待機児童対策の内容

保育所の待機児童の増加に伴い、学童クラブのニーズも増加すると想定し、区立施設再編整備計画による学童クラブの整備や民間学童クラブの誘致、放課後等居場所事業や小学校から児童館への直接来館制度の実施など、児童の成長や意向に応じた多様な居場所づくりに取り組んできました。

学童クラブは小学校内での実施を基本とし、学校改築に合わせた整備や余裕教室等の活用、児童館の改修等により学童クラブ受入数を拡大してきました。児童館内に設置している学童クラブには定員は設けず、学童クラブ育成室と児童館の施設・設備の状況等に応じた弾力的な受入れを行っています。また、社会福祉法人等の民間事業者へ学童クラブの運営業務の委託を段階的に進めています。民間学童クラブでは、施設規模に応じた受入れ拡大を図りました。

②現在の状況

計画を超える定員拡大を行いました。区立学童クラブ単位では、令和元年度（2019年度）に24クラブで合計228人の待機児童が発生しています。今後も、学童クラブの需要の増加が続くと見込まれています。

区立施設再編整備計画に基づき、学童クラブの小学校内での実施や機能移転後の児童館施設を活用した学童クラブの整備等を進めるとともに、待機児童が発生した学童クラブの実状に応じた受入れ拡大策を検討し、待機児童の解消を図っていく予定です。

出典：O区子ども・子育て支援事業計画【第2期：令和2～6年度】（素案）

<P区>

①待機児童対策の内容

学童クラブの機能を併せ持つ全児童を対象とした育成事業である「子どもスキップ」を全小学校内で実施しています。放課後子供教室との連携により、児童の放課後の安全な場の確保に取り組んできました。なお、学童クラブについては、「子どもスキップ」への移行により定員枠がなくなっています。「子どもスキップ」では、別棟建設などで利用者数増加に対応するなど施設面での改善を図り、より一層安全・安心な環境を整える取組が進んでいます。

低学年児童の利用が増加している一方、高学年児童の利用は計画を大きく下回っていることから、平成27年度（2015年度）と平成28年度（2016年度）の実績を踏まえて、平成30年度（2018年度）以降の計画を見直しました。令和元年度（2019年度）は、2,050人の需要見込みに対して2,264人分の定員を確保する計画が進められています。

②現在の状況

学童クラブは小学校施設を活用しているため、増加を続ける利用希望者数に対応したスペースの確保が課題となっています。

出典：P区ホームページ掲載内容をもとに作成

P区子ども・子育て支援事業計画 中間期の見直し（平成30～31年度）

<Q 区>

①待機児童対策の内容

学童クラブの利用者数の増加に伴い、待機児童数は平成 25 年度（2013 年度）以降大幅に増加しています。平成 27 年度（2015 年度）から令和元年度（2019 年度）までの 5 年間で、定員数は 450 人拡大し、利用者数は 342 人増加しました。

学童クラブの育成時間の拡大を図るとともに、全児童を対象とした放課後子供教室と一体化した「わくわく☆ひろば」（放課後子ども総合プラン）も展開し、地域と一体となった児童の健全育成に取り組んでいます。一体型の実施にあたっては、小学校区ごとに設置された実行委員会で、学童クラブ支援員や放課後コーディネーター等と連携して、プログラム内容の企画や実施日等の検討を行っています。

②現在の状況

学校ごとの児童数や利用ニーズの動向を踏まえ、学校内および周辺の公共施設の活用等あらゆる方法を検討し、待機児童の解消に向けた定員の拡大を進めています。

令和 6 年度（2024 年度）で 1～3 年生の需要が 3,015 人と見込まれており、定員を 3,555 人とする計画です。

出典：Q 区ホームページ掲載内容をもとに作成
Q 区子ども・子育て支援計画 2020（案）

<R 区>

①待機児童対策の内容

児童数の増加等により、平成 27 年度（2015 年度）以降、学童クラブの利用者数の増加が続いており、学童クラブの新設や定員の見直し等を行ってきました。平成 28 年度（2016 年度）から、全児童を対象とした「にこにこすくーる」を 24 校の全区立小学校で実施しています。学童クラブと「にこにこすくーる」を一体的に運営する「放課後子ども総合プラン」により、すべての児童の安全・安心な居場所を確保しています。「放課後子ども総合プラン」には、同一の小学校内で学童クラブと「にこにこすくーる」を実施する一体型と、学校外の学童クラブと「にこにこすくーる」が実施する連携型があります。総合的な放課後事業を充実するため、同一小学校内で運営できる一体型の整備を進め、学童クラブの新設等にあわせて実施校数を増加しています。

②現在の状況

「放課後子ども総合プラン」の一体型と併せて学童クラブの定員を拡大していますが、学校内のスペース確保が困難になっています。

出典：R 区ホームページ掲載内容をもとに作成
（素案）第 2 期 R 区子ども・子育て支援計画（令和 2～6 年度）

<S 区>

①待機児童対策の内容

平成 27 年度（2015 年度）から、学校内で全児童を対象とした放課後子供教室事業と保護者の就労等により家庭で保護が受けられない児童を対象とした学童クラブを一体的に運営する「あいキッズ」を全校で開始しました。平成 28 年度（2016 年度）には土曜日運営を開始しました。また、保護者のニーズに応じて登録区分を設けており、保育時間が 17 時までで全児童を対象とした「さんさんタイム」と、17 時以降で保護者の就労等により家庭で保護が受けられない児童を対象とした「きらきらタイム」があります。

②現在の状況

小学生児童数の増加に伴い、「さんさんタイム」と「きらきらタイム」とともに登録児童数が増加しており、一部の学校では「きらきらタイム」だけでも登録児童数が 200 名を超えています。実施場所である教室の確保が困難な状況にあり、実施場所の確保に努めていく必要があります。

また、居場所としての機能だけではなく、サービスの質の向上が求められています。

出典：S 区ホームページ掲載内容をもとに作成

S 子ども未来応援宣言 2025「子ども・子育て支援事業計画」編（第 2 期）（素案）

<T 区>

①待機児童対策の内容

共働き世帯数や大型マンション建設に伴う人口増加等により、学童保育に対するニーズが高まっています。待機児童対策として学童クラブの増設や定員の弾力化等に取り組むとともに、全児童を対象とした総合的な放課後対策として「あだち放課後子ども教室」、「ランドセルで児童館」（児童館特例利用）などを実施してきました。

②現在の状況

学童クラブの待機児童が多く発生している区域がある一方で、定員割れとなっている区域があり、需要と供給に地域差が生じており、待機児童の解消に至っていません。また、年間で約 700 名の児童が、年度途中で学童クラブを退室しています。区全体を 33 地区に分けてニーズを把握するなど、より詳細に分析をした上で学童クラブを整備し、放課後等の安心・安全な居場所をさらに確保していくことが必要です。学童クラブの増設・定員拡大と併せ、児童館機能の充実や放課後子供教室との連携を進め、学童クラブ以外の居場所の情報発信を強化することで学童クラブ需要の適正化を図り、待機児童を解消することとしています。

出典：T 区ホームページ掲載内容をもとに作成

第 2 期 T 区子ども・子育て支援事業計画（案）

<U 区>

①待機児童対策の内容

区立学童クラブより民間学童クラブが多いという特徴があります。児童館併設の区立学童クラブは 23 施設ですが、民間学童クラブは 65 施設あります。

放課後等の児童の安心・安全の観点から学校内への学童クラブの整備を原則として「わくわくチャレンジ広場」（放課後子供教室）との一体的な運営または連携による「放課後子ども総合プラン」を推進してきました。校内学童クラブ未設置の学校への整備が順次進められています。

民間学童クラブに対しては、児童の集団規模に応じた職員の適正配置に向けた人材確保や設備を充実するための支援が進められています。また、保護者のニーズに応じ、18 時 30 分を超える学童クラブを運営する事業者に対して職員の賃金改善に必要な経費の補助を行っています。

②現在の状況

学童クラブの定員拡大に取り組んできましたが、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日時点で 240 人の待機児童が発生しています。令和元年度（2019 年度）の利用者数は 4,775 人ですが、放課後等に使用していない学校教室を活用し、令和 6 年度（2024 年度）に定員を 5,278 人へ拡大することとしています。

出典：U 区ホームページ掲載内容をもとに作成
第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画（素案）

<V 区>

①待機児童対策の内容

放課後等における児童の健全育成のための放課後子供教室と学童クラブを一体的に実施し、希望者全員を受け入れる「すくすくスクール」を 70 校の全区立小学校に設置しています。「すくすくスクール」では、学校と地域、保護者が連携し、多くのボランティアの協力のもと、様々な体験やふれあいを通して児童の豊かな心を育んでいます。「すくすくスクール」により、児童は家庭の事情に左右されず、同じ場所で同じ活動に自由に参加することができるようになっています。また、学校施設全体を有効に活用し、放課後の教室や校庭、体育館などを活動場所としています。

②現在の状況

今後も学校と協議しながら、児童が自由にのびのびと過ごせるよう活動場所を確保していくこととしています。

出典：V 区ホームページ掲載内容をもとに作成
未来を支える V こどもプラン（令和 2 年度～令和 6 年度）（素案）